

平成30年度

# 第1回

## 四日市市総合計画策定委員会

### 参考資料

#### <目次>

(1) 現総合計画 [2011～2020年度]	69の重点的施策 一覧表	.....	1
-------------------------	--------------	-------	---

平成30年8月28日

四日市市 政策推進部 政策推進課

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
1	都市と環境が調和するまち	①既成市街地や既存集落の有効活用	<p><b>1 コンパクトシティに向けた取り組み</b></p> <p>近鉄四日市駅周辺から、JR四日市駅にかけての中心市街地、拠点となる駅前市街地など公共交通によりアクセス可能な都市機能集積地では、広域的な都市機能の維持・集積により市民が世代や空間を越えて交流する場所としての拠点化を進め、自動車に依存せずに暮らせる「エコ・アーバン・ライフ」を実現できる魅力的な住・商複合市街地を形成します。</p> <p>その中で、JR四日市駅周辺では、駅前広場の再整備や旧港周辺に至る歩行者導線の整備などを推進し、港と一体となったまちづくりに取り組めます。</p> <p>郊外団地など生活の拠点となる場所では、公営住宅や道路、公園等公共空間の再編や公共交通の維持・充実により高質な居住空間の維持を図ります。特に、今後、高齢化の一層の進展により空き家、空き地の発生も見込まれる中で、若い世帯を受け入れていく仕組みが必要であり、住み替え促進による世代の混住を誘導する施策や小さな子どもを持つ若い世代が住めるような施策を推進します。また鉄道ネットワークの重要性が増すことから、各駅周辺の特性に応じたまちづくりを進めていく必要があります。</p>	10	<p>(1)近鉄四日市駅交通拠点化事業</p> <p>(2)四日市中央線歩道改修事業</p> <p>(3)近鉄四日市駅周辺整備事業</p> <p>(4)立地適正化計画策定事業</p> <p>(5)連続立体交差事業</p> <p>(6)JR四日市駅駅前広場リニューアル事業</p> <p>(7)JR四日市駅周辺活性化事業</p> <p>(8)四日市あすなろう鉄道線駅前周辺活性化事業</p> <p>(9)曙町市営住宅建替事業</p> <p>(10)石塚町市営住宅建替事業</p> <p>(11)市営住宅外壁改修等長寿命化事業</p> <p>(12)共同建替等誘導助成制度</p> <p>(13)住み替え支援促進事業</p> <p>(14)都市計画マスタープラン地域・地区別構想策定事業</p>	<p>(1)近鉄四日市駅周辺に案内板12基設置</p> <p>(2)四日市中央線の歩道改修ほか</p> <p>(3)(6)近鉄四日市駅、JR四日市駅周辺の整備について現況調査後、概略レイアウト、基本構想を策定</p> <p>(7)JR四日市駅周辺に案内板7基設置。JR関西本線の浜田踏切・諏訪新道における歩道整備</p> <p>(4)計画策定に向け、将来人口や都市機能の配置状況等を調査</p> <p>(5)高架化工事完了及び新駅の実用開始</p> <p>(8)西日野、内部の両駅前広場整備に向けた設計、用地取得、整備</p> <p>(9)曙町と浜町の市営住宅を統合し、曙町地内に建設</p> <p>(10)小鹿が丘及び石塚町市営住宅建替に関し、建替位置等の検討</p> <p>(11)外壁改修等により長寿命化を図り、更新コストの削減と事業費を平準化</p> <p>(12)対象地域拡充</p> <p>(13)アンケート調査に基づき、住生活基本計画を策定し、子育て世帯や空き家活用に向けて住み替え支援事業を展開。空き家バンクの創設等</p> <p>(14)7地区の都市計画マスタープラン地域・地区別構想に各駅周辺の特性に応じたまちづくりに関する取り組みを記載</p>	<p>(1)駅前整備、諏訪公園リニューアル等に併せた周辺導線路の整備</p> <p>(2)四日市中央線 三滝通り～JR四日市駅間の劣化による歩道改修</p> <p>(3)(6)(7)着実な事業進捗のために、交付金等の財源確保。並行して、民間活力による再開発を誘導する。JR側の案内板設置は、四日市港管理組合と連携整備が必要</p> <p>(5)残事業完成のために交付金を確保する。残事業：架道橋、側道及び駅周辺の道路整備工事(交差道路、駅前広場、川原町駅前線等)</p> <p>(8)事業進捗により事業期間の見直しが必要となる可能性有</p> <p>(9)(10)必要な市営住宅戸数の推計によると、ピーク時以外は余剰となるため、建て替えではなく借上げによる対応の検討</p> <p>(11)市営住宅の維持に必要な特定財源枯渇のため、市営住宅を再編し余剰地を売却することで財源を確保</p> <p>(12)周辺駅等での制度活用</p> <p>(13)住み替え支援事業や空き家バンク制度の評価と見直しの検討、空き家を含めた老朽家屋や住宅困窮者への対応</p> <p>(14)地域・地区別構想で位置付けた阿倉川駅等の駅前周辺整備</p>	◎	○	△	—	5	3			2	2

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
2	1 都市と環境が調和するまち	①既成市街地や既存集落の有効活用	2 旧市街地の有効活用  建物が密集し生活環境の向上が望まれる旧市街地においては、老朽家屋の除却を促進し、土地利用更新に向けた空間を確保するとともに、その一部を広場や緑の空間とするなど、ゆとりある住空間への転換に取り組めます。 また、住宅と農地が混在した市街地については、必ずしも住宅の密度を高めるのではなく、都市農地の保全も含めて、オープンスペースを積極的に生かした地域づくりに取り組むとともに、住宅と工業が混在する区域においては、その地域の住民と協議を行い、必要に応じて土地利用の転換についても検討します。	3	(1)狭小宅地改善支援事業 (2)空き家等の適正管理に関する条例制定 (3)水道整備事業 ・高度浄水処理整備事業 ・基幹施設耐震化事業 ・経年管布設替事業 ・経年施設更新事業 ・水源確保事業 ・配水管網整備事業 ・鉛給水管布設替 (4)生産緑地地区指定要件の緩和及び地区の追加指定	(1)狭小宅地の敷地増しにかかる手続き費用の補助実施 (2)行政代執行の規定等を含めた条例制定と制度の市民周知を実施。その後、建築基準法に基づく老朽危険家屋所有者への除却勧告実施 (3)第2期水道施設整備事業に基づき実施 ・朝明水源地紫外線処理施設、除マンガン施設の建設 ・水質監視装置8箇所導入 ・基幹管路耐震化 18.0km ・経年管布設替 25.1km ・山ノ手配水池1、2号池更新 ・取水井耐震化8箇所 ・経年施設(水源系電気・機械設備)更新 ・朝明2号井更新 ・鉛給水管布設替 9,764戸 (4)これまで減少するのみであった生産緑地について、制度変更により新たに約10haを指定	(2)老朽危険家屋など空き家の増加 (3)水道施設や管路は、多くが高度経済成長期に集中的に整備されたため、更新時期が来ていることに加え、耐震化対応に係る費用の増加が見込まれる。費用の平準化が課題。 (4)法改正による新制度や指定要件緩和を周知し、極力、都市農地を保全する。	1	2			3				22	
3			3 臨海部空間の有効活用  産業の高度化による機能集約や業種転換などで活用可能な空間が生まれてきている臨海部の工場地帯では、産業振興政策と連携しながら新たな設備投資や道路用地の確保など有効活用を図るとともに、持続可能な生産拠点として有効活用を図ります。 一方、物流機能の一大拠点である四日市港は、市民にとっても貴重な水辺空間であり、重要文化財に指定されている末広橋梁や潮吹き防波堤などの資産を有することから、商業施設などが立地でき、また企業活動が活発化できるよう、四日市港管理組合、市民などと連携しながら、四日市地区における分区規制の検討など、港と一体となったまちづくりを推進します。	2	(1)臨港地区内の分区における構築物の規制条例の改正 (2)四日市港客船誘致関連事業	(1)臨港地区内に、コンビニや飲食店等の便益施設の立地が可能となるなど、社会環境や産業構造の変化に合わせた構築物の規制緩和を実施 (2)外国客船誘致に伴い、観光案内マップの作成、公衆無線Wi-Fiなど受け入れ態勢の整備	(1)臨港地区の再整備推進にあたり、規制緩和について一層の周知と再整備に向けた気運の醸成 (2)四日市港の本来機能である物流と客船との調整や、荷役企業の理解が課題。他、大型客船受入対応施設の整備		2			1	1			28	
4			4 農地や里山を支える集落の維持  食料等の生産だけでなく、環境保全や自然災害の防止など、多面的で重要な役割を有する農地や森林を保全し、その生産活動を継続可能とさせ、さらには地域コミュニティの維持にもつながることから、農村集落の生活環境を維持、向上させます。	1	(1)農業集落排水事業 ・水沢東部地区 ・和無田地区	(1)2地区共に、処理場建設、管路整備を完了し、公共水域の水質保全及び農村生活環境の向上を図った。 ・水沢東部地区：平成27年4月1日供用開始 ・和無田地区：平成27年9月1日供用開始	(1)農業集落排水施設はこれから老朽化が進むことから、施設更新あるいは公共下水道への切り替え等の検討	1								1	32

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号		
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了			
5	1 都市と環境が調和するまち	①既成市街地や既存集落の有効活用	<b>5 暮らしを支える公共空間の再整備</b> これまでモータリゼーションの進展に合わせて整備されてきた道路や子どもを主な対象として整備されてきた公園等の都市基盤を、環境、福祉、教育など多様な視点からもとらえ、市民の暮らしを支える空間として見直し、再整備に努めます。	2	(1)交通安全施設整備事業 (2)自転車道整備事業 (3)健康遊具の設置	(1)歩行者が安全に通行できる道路空間の整備及び安全に歩行できる通学路整備。施工延長L=8,274m (2)自転車ネットワーク計画を策定し、駅・学校を結ぶ路線等において自転車が安全に走行できる空間整備。施工延長L=5,500m (3)主要な公園・緑地への健康遊具設置(16箇所69基)	(1)近年、交付金が要求額を下回り事業進捗が遅れている。事業の進め方について要検討 (2)効果的な次期整備路線の選定が必要。一方、国道、県道は全く整備されていないため、国、県へ働きかけを強める (3)平成29年度より健康遊具設置工事の財源であった交付金メニューから外れたため、今後の進め方が課題		2					1	1		34	
6			<b>6 北勢バイパスの整備に伴う土地利用転換のあり方</b> 主要基幹道路である北勢バイパスについては、円滑な交通機能確保のために沿道利用を原則として規制する一方で、交通利便性が高まることが予想されることから、主要な交差点付近においては、自然環境に配慮した土地利用を誘導します。	1	(1)土地利用誘導 (2)北勢バイパスの主要な交差点における土地利用検討	(1)中村工業地区の地区計画を定め、内陸型工業用地における生産機能の拡充を図った。 (2)主要な交差点付近における土地利用の検討を行った。	(1)内陸型工業用地の拡充を図り、本市の大きな活力となる土地利用誘導の実現 (2)開発適地の検討や、バイパス開通に伴う沿道開発圧力への対応	1					1					38
7			<b>7 旧鈴鹿山麓リサーチパークの有効活用</b> 旧鈴鹿山麓リサーチパークについては、平成19年9月に、「三重ハイテクプラネット21構想」が終了したものの、(財)国際環境技術移転センター(ICETT)や三重県環境学習情報センターなどが立地しています。 旧鈴鹿山麓リサーチパークの開発区域内には、造成済みの未利用地が存在しており、今後は国道306号の整備促進も視野に入れ、既存施設や未利用地の幅広い有効活用を図るとともに、四日市スポーツランド、ふれあい牧場および少年自然の家などの周辺施設と連携した土地利用について、戦略的な展開を図っていきます。	2	(1)四日市スポーツランド施設整備事業 (2)未利用地の活用	(1)施設の老朽化対策として、順次改修や整備の実施 (2)県と鈴鹿山麓リサーチパーク調整会議を行い、課題解決に向けて検討した。	(1)施設管理者に対する施設整備費の補助のあり方が課題 (2)土地利用用途を拡充できるよう調整・整備等が必要	1		1				2				40



現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
9	1 都市と環境が調和するまち	②農地・森林の保全	<b>2 森林の保全</b> 本市には、伊坂ダム周辺地域や四郷風致地区などに代表される森林や里山が多く存在し、これらは市民の心に安らぎを与えるほか、貴重な動植物を育み、生物多様性の維持に寄与するとともに、水源の涵養や防災など、多くの重要な役割を担う貴重な環境資源となっています。こうした森林や里山の保全については、市民緑地制度の活用などによる市民活動の促進にあわせ、市民・市民活動団体・事業者・行政等と連携した新たな仕組みを構築します。 また、農地としての利用効率が悪く原野化した農地を自然に戻し、市民活動団体や事業者などとともに適正に維持管理することにより森林として保全することや、土地開発公社が所有する森林用地を活用した森林の保全策などについて検討を行います。	2	(1)市民緑地制度 (2)里山・竹林環境保全支援事業費補助金	(1)既設5地区35,745㎡→9地区65,120㎡ (2)H30新設	(1)法定相続人調査に時間、費用を要している。他、管理団体メンバーの高齢化が課題 (2)里山や竹林の管理者減少により、獣害が拡大している。活動団体の組織化、地権者の承諾を得ることが課題		2					2			56
10			<b>3 自然を生かした公園の整備</b> 南部丘陵公園や垂坂公園・羽津山緑地など大規模な公園・緑地については、できる限り元の自然を生かした形で整備を推進するとともに、地域のボランティア団体などによる樹林地を維持・保全する活動を支援します。	1	(1)大規模公園等整備事業 (2)公園ボランティア支援事業	(1) ・南部丘陵公園：南北ゾーンのトイレ、ヤギ放牧場、縦走路整備 ・垂坂公園・羽津山緑地：用地買収、園路・広場・駐車場・休養施設・排水路整備 ・公園施設長寿命化整備：木製遊具の更新 ・北勢中央公園：事業主体である三重県に負担金支出、用地取得・園路整備 (2)市内で活動するボランティアへの活動支援	(1)公園内の老朽化遊具等の更新、国体関連整備により事業規模縮小となっている垂坂公園・羽津山緑地再整備の検討	1							1		

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号		
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了			
11	1 都市と環境が調和するまち	③多様な主体の連携による環境都市への展開	<b>1 低炭素社会の実現に向けた取り組み</b> 家庭での日常生活やオフィス等事務所から、温室効果ガスの排出を抑制するため、太陽光発電等新エネルギー設備の導入が図られるよう、支援策を拡充します。また、公共施設についても、大規模改修などの時期を考慮しつつ、効率的かつ計画的に省エネルギー及び新エネルギー設備の導入を推進します。 市民や事業者、市民団体等との協働により、公共交通や自転車の利用奨励等自動車への過度な依存からの脱却をはじめとする温室効果ガス削減活動に基づくまちづくりに努めます。 さらに、地球温暖化対策技術が一層重要になってくることから、(財)国際環境技術移転センター(ICETT)を活用して、地元事業者による地球温暖化対策、新エネルギー・省エネルギー対策への支援等についても検討します。	6	(1)家庭向け太陽光発電設備、燃料電池設置への補助 (2)中小企業向け省エネ設備導入・更新への補助 (3)自治会管理の防犯外灯LED化補助 (4)公共施設LED化推進事業 (5)事業者と連携した温室効果ガス削減 (6)ICETTを活用した事業	(1)(2)累計8,892t-CO <sub>2</sub> の温室効果ガス削減 (3)市内の防犯外灯の約8割がLED化 (4)費用対効果が大きい施設から順次LED化対応中 (5)霞ヶ浦地区環境行動推進協議会と連携したノーマイカーデーの実施 (6)・天津市との交流事業 ・高校生地球環境塾	(1)(2)パリ協定や国の温暖化対策を踏まえH29に設定した新たな目標に対する施策の検討 (3)H32で防犯外灯のLED化が完了予定。 (4)H31までに主要大手メーカーの蛍光灯器具生産終了が予定されているため、器具設置時期なども考慮した更新計画の策定が課題。 (5)低炭素化に向け、市民協働、関係部局間の連携を続けていく必要がある。	4	1	1	—	—	—	4	—	—	2	62
12			<b>2 循環型社会の実現に向けた取り組み</b> 循環型社会の実現に向け、ごみの適正な処理・処分に努めるとともに、3R(排出規制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル))の取り組みを推進します。 ごみ減量リサイクル推進店制度やエコステーションを活用し、市民や事業者と連携しながら容器包装の減量や資源物回収の強化を図るとともに、もやさないごみや焼却灰の資源化ルートの開拓に取り組めます。 また、老朽化が著しい北部清掃工場の更新を図るため、その隣接地に、新総合ごみ処理施設を整備し、新たにプラスチック類ごみの焼却及びもやさないごみの破碎選別を行い、埋立ごみの大幅な削減を図るとともに、ごみ発電による熱エネルギー回収に取り組めます。なお、埋立処分場の持続的な活用を図るために、整備及び延命化対策もあわせて実施します。 加えて、情報の集積と発信、学習機会の提供、意識啓発についても実施します。	5	(1)3R(排出抑制、再使用、再生利用)の取り組み推進 ・ごみ減量リサイクル推進店制度 ・エコステーション設置促進事業費補助 ・資源集団回収奨励費 ・生ごみ処理機購入費補助 ・出前講座 ・広報、ケーブルテレビ、ホームページ、アプリ等による啓発 ・ごみ収集車イメージアップデザインの公募 (2)もやさないごみの資源化 (3)焼却灰の資源化 (4)新総合ごみ処理施設整備運営事業 (5)南部埋立処分場延命化、整備事業	(1)～(3)様々な機会での啓発に加え、事業者への支援を行い、資源化の促進に取り組んだ。 (4)H28～クリーンセンター稼働により熱エネルギーの有効活用が図られた。 (5)老朽化した浸水処理施設の機能更新及び雨水排水整備	(1)四日市市クリーンセンター稼働による、ごみの分別が明確化され、市民サービスは向上。反面、ごみ排出量の増加。成果を上げている支援制度の継続 (4)プラスチック類の焼却が可能となったことにより、ごみ処理想定量の超過 (5)クリーンセンター処理不適合物や火災等の廃棄物の埋立処分継続	4	1	—	—	—	—	4	—	—	1	74

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	
13	1 都市と環境が調和するまち	③多様な主体の連携による環境都市への展開	<b>3 自然共生社会の実現に向けた取り組み</b> 私たちの周りには、様々な生物が存在し、これを取り巻く大気、水、土壌などの自然の構成要素との相互作用により、多様な生態系が形成され、私たちは、その恩恵により生存しています。このため、四日市の風土や文化を育む自然環境を次世代に確実に引き継ぐとともに、自然の中で生き物に親しみ、生物多様性の重要性に気づく場づくりを推進します。また、豊かな緑は市民の心に安らぎと潤いを与えるだけでなく、水源の涵養や保水・防災など、多様な役割を担っていることから、公共施設における率先的な緑化はもとより、花と緑いっぱい事業や吉崎海岸の美化ボランティア、御池沼沢植物群落の保全など、市民との協働による都市緑化や自然環境保全を推進します。 なお、霞ヶ浦緑地北ゾーンの工業集合地特例適用により霞ヶ浦地区のコンビナート企業から負担金を受けており、それを原資としてより市民に近い場所での緑化推進に活用していきます。	6	(1)天然記念物保存事業 (2)吉崎海岸観察路整備事業 (3)自然共生推進事業 (4)緑化推進事業 (5)かんがい排水事業	(1)御池沼沢植物群落において大規模な環境改善と市民協働による自然環境保全 (2)老朽化した施設の更新 (3)市内の自然環境をまとめた冊子の作成と活用 (4)緑化基金を活用し、行政の市民公園や主要道路沿いの緑化に加え、市民等が実施する緑化活動を支援 (5)ホタルや淡水魚等の生育環境保全	(1)環境保全活動の継続と施設更新 (2)希少な植生を保護するために整備を継続 (4)市内の街路樹が巨木化している箇所等の計画的な樹種転換と、事業に要する財源確保 (5)渇水期取水量不足などによる排水計画の見直し	4	2			1	5			84
14			<b>4 快適生活環境社会の実現に向けた取り組み</b> 市民が快適な環境の中で暮らせるよう、引き続き、大気・水質等の常時監視測定を行っています。また、従来の環境監視項目にPM2.5(微小粒子状物質)を加えるとともに、人間の嗅覚を用いた臭気測定による(臭気指数規制)の導入を検討するなど、より充実した環境監視を行います。さらに、市内で発生している産業廃棄物問題についても、引き続き三重県と連携して早期解決に向けて取り組みます。	5	(1)環境監視機器整備事業 (2)臭気指数規制の導入検討 (3)その他の環境監視事業 (4)生活排水処理対策 (5)産業廃棄物問題への対応 (6)合併浄化槽整備促進事業 (7)合併浄化槽水質浄化促進事業	(1)計画的な更新に加え、PM2.5監視機器設置、移動測定車による大気測定 (2)より人の感覚に近い臭気指数規制の導入。 (4)汚水処理施設の整備、污水管渠工事、合流式下水道改善事業、施設更新(長寿命化)、地震対策を実施した。 (5)・四日市市内山事案・・・対策工事が完了し、水質等のモニタリング調査実施中。 ・四日市市大矢知・平津事案・・・対策工事实施中。平成32年度末完了予定。 (6)合併浄化槽設置費補助 (7)合併浄化槽の維持管理適正化にかかった費用の補助	(1)(2)(3)監視体制は整っているが、一部事業所等で規制値超過事例が見受けられるなど、立入検査の強化が必要 (4)計画では、平成37年度末までに市街化区域内公共下水道概成を目指している。引き続き施設の耐震化や老朽化に伴う更新には、多額の経費が必要となるため、国の交付金確保が必須 (5)大矢知・平津事案は工事完了まで三重県と連携していく必要がある。対策工事完了後の跡地利用については、地元から市が主体的に対応する要望もあり、今後方向性の検討が必要 (6)(7)生活環境向上のために、事業目的と制度の普及啓発	2	3				5			96



現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	
15	1 都市と環境が調和するまち	③多様な主体の連携による環境都市への展開	<p><b>5 公害体験を活かした環境学習の充実</b></p> <p>市内の小中学生が、本市の環境について将来自信を持って語れる大人になるよう、環境学習センターや博物館などの施設や市民・事業者による講座などを活用し、本市の自然や環境改善への歩み、環境への取り組みや産業との関わりを認識し、自ら調べ発表する機会を増やします。</p> <p>また、市民・事業者・行政が一体となり、環境改善に取り組んできた歴史と今の本市の環境を全国に情報発信する拠点として、既存の公共施設などを活用して、公害に関する資料館の整備を推進します。さらに、習熟度に応じた指導ができるよう教員に対する指導や教材の拡充を図り、総合的な環境教育の体系を構築するとともに、世界的にも環境教育がより一層重要となることから、(財)国際環境技術移転センター(ICE TT)を活用して、途上国を対象とした青少年向けの新たな研修制度等の創設を促進します。</p>	5	<p>(1)エコパートナーシップ推進事業</p> <p>(2)四日市公害と環境未来館整備事業</p>	<p>(1)環境学習講座の実施、エコパートナー紹介サイトの公開、環境フェアの企画など</p> <p>(2)平成27年3月開館。また随時パネルや映像装置の設置など改善を重ね、市内外からの来館者に対応し、特に海外からの来館者は増加している。</p>	<p>(1)産業都市の強みを生かした事業者との連携による環境学習講座の充実を目指し、企業等との協力体制強化</p> <p>(2)公害を体験した語り部の高齢化が進む中、歴史と教訓を風化させることなく伝え続けることを意識する。さらに、地球温暖化や将来予測を取り入れた映像等の展示が必要</p>	3	1	1	—		3		2	106

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	
16	2 いきいきと働ける集いと交流のあるまち	①臨海部コンビナート地区の持続的活用と産業の振興	<b>1 臨海部コンビナート地区の操業環境、産業基盤整備による事業所の存続</b>  コンビナート立地企業と行政とが一体となった協議の場を活用して、企業活動に関する課題の検討を行い、操業環境整備、産業基盤整備に関する具体的な活性化策の構築を行います。また、総合経済特区など国の制度の活用も模索していきます。なお、既存支援制度の充実も図っていきます。 企業内空地の有効活用に関しては、次のような課題について協議を行います。 ◇事業所間を連絡する道路整備 ◇ユーティリティの有効活用による地域エネルギー供給等の副次的活用方策 ◇工場立地法に基づく緑地を市民に触れ合えるような場所に設置することができる制度の検討など、企業との協働による緑地空間の創出 ◇企業用地の有効活用に向けた、土壌汚染対策に関する調査・研究など なお、埋立中の石原地区(浚渫土砂埋立区域)については、将来的には企業活動の成長を支援するための産業空間となりうるものであり、土地の活用に向けて四日市港管理組合等と十分に協議を行っていきます。	1	(1) 臨海部工業地帯有効活用事業 (2) 水素社会の構築に向けた公民連携促進事業 (3) 臨海部における水素有効活用検討事業	(1) 会議の場を設けて、緑地面積率や土壌汚染対策、遊休地の活用などコンビナート企業の競争力強化の検討。事業所間連携事業の支援、製品高付加価値の促進。  (2) 委員会を設置。企業へのヒアリングで事業所内の副生水素のバランスの把握。来たるべき水素社会に向けた検討課題の整理。  (3) シェールガスの産出増や人口減少による燃料油の需要減など、コンビナートを取り巻く環境変化への素早い対応が重要との方向性を確認。	(1) 土壌汚染対策法に係る規制緩和については、国民への健康保護への方向性が強まる法改正が進む中で、四日市地域の特別な対応は難しく、具体的な開発行為等に個別に法的な適切代替措置で対応する必要がある。また、新たな立地促進について、緑地確保措置やコンビナート企業の空地活用は引き続き検討すべき課題である。	1					1			118
17			<b>2 産業の高度化による競争力強化</b>  生産拠点のすぐ近くで、新製品の研究開発を行い、試作・製品化へと結びつけていく実証工場の集積を図るため、各事業所における研究開発機能の集積促進に向けたより一層の支援を行います。 また、本市の中小製造業者が有するものづくり力の強化を図るため、企業・大学等との産学・産産連携による研究開発や、「試作サポーター四日市」のような企業・団体などによる共同の取り組みへの支援を行います。 さらに、中堅技術者研修の拡充など、中小企業における優れた技術者の育成を支援していきます。	4	(1) 企業立地奨励金交付事業 (2) 民間研究所立地奨励金交付事業 (3) 中小企業新規産業創出事業 (4) 地域産業支援事業 (5) 中小企業人材スキルアップ支援事業 (6) ものづくりエキスパート育成事業 (7) 産学連携推進事業 (8) 四日市市研究開発マッチングセミナー支援事業	(1)(2) 現総合計画期間中に市内へ実施された設備や研究開発施設に係る投資を対象事業として指定し、本市産業の特徴である多様な産業集積の発展や競争力強化につながる研究開発機能の集積につなげることができた。 (3)(4)(5) 中小企業の新事業展開、課題解決、人材育成のそれぞれ一助となっている。 (6) 中小企業の人材育成や企業・人のネットワークの構築を通じ、産業の高度化に一定の効果があつた。 (7) 大学との連携を通じて、産業支援の一助となっている。 (8) 企業のニーズと大学研究機関のシーズのマッチングを通じて、中小企業の新たな事業展開の探求に一定の効果がある。	研究開発機能の集積について、研究から生産までを一貫して行うマザー工場化に伴う支援を新たに拡充したもの、現在までに活用実績が乏しい。事業継続力の高い国内拠点化を促進するためには、マザー工場化を支援し、研究開発機能の集積による新規事業分野への展開をより促進させる必要がある。 (3)(4)(5)(6) 中小企業の支援メニューについては、申請をする企業の固定化が見られ、幅広い企業に利用いただくよう周知が必要であり、また新規の申請をいかに呼びこむかを引き続き検討していく。	2	2					4		120

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	
18	2 いきいきと働ける集いと交流のあるまち	①臨海部コンビナート地区の持続的活用と産業の振興	<p><b>3 新規産業の誘致と継続的な雇用の維持・創出</b></p> <p>臨海部をはじめ産業立地が可能な土地において、環境や医療・健康などの成長分野における新たな立地を誘発する制度構築を図ります。また、中心市街地周辺においても、情報・デザインなど都市型産業の導入を図ります。さらに内陸部における既存の工業用地に隣接する区域等では高付加価値型産業の立地を図ります。このようなさまざまな取り組みを推進することにより、市内の高校生や専門学校生、大学生を積極的に受け入れる事業所を集積し、雇用の維持・創出に努めます。</p>	4	<p>(1) 企業立地奨励金交付事業 (2) 商店街空き店舗等活用支援事業 (3) 創業支援事業 (4) 女性起業家育成支援事業 (5) 四日市志総合応援隊の設置 (6) 創業支援事業計画の策定 (7) ビジネスインキュベータ関係事業 (8) 四日市市独立開業資金・保証料の補給 (9) 民間研究所立地奨励金交付事業 (10) 庁内窓口の一本化 (11) 海外人材確保支援事業補助金 (12) 大学による四日市コンビナート見学会</p>	<p>(1) 現総合計画期間中に市内へ実施された設備投資を対象事業として指定し、本市産業の特徴である多様な産業集積の発展につなげることができた。特に航空・宇宙産業などの成長分野や、企業内空地を活用する事業に係る投資も実施されており、多種多様な産業立地に誘発し、産業の高度化を促進できた。 (2)～(8) 中心市街地の空き店舗率は減少傾向にある。また、都市型産業分野の事業に取り組む者を含めた創業者全体への多様な支援を実施し、その結果中心市街地周辺に都市型産業の出演が実現した。 (1)(9)(10) 市内企業の持続的な設備投資を誘発し、高付加価値型産業の立地を促進する一助となっている。 (11)(12) 企業の外国人留学生や現地人材の活用や育成の促進につながっており、雇用の維持・創出の一助となっている。</p>	<p>(1) 産業における成長分野の移り変わりは早く、企業の設備投資の機会創出や事業競争力強化のためには、その時代に応じた適切な制度内容の構築が必要である。また、行政手続きを効率よく進め、本市への設備投資の機会を逃さないような企業誘致の取り組みが必要であり、引き続き窓口の一本化や庁内の情報共有により企業の積極的な設備投資が実施されるよう取り組んでいく。 (11) 市内製造業では技術を持つ人材の不足が課題となっているが、そうした状況をAIやIoTといった技術革新により解決するという方向性が国からも提唱されており、また企業もそうした設備投資を実施してきている。雇用の維持・創出を担う事業所の集積は必要であるが、人材不足の解消に向けた新たな取り組みを検討していく必要がある。</p>	◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	128
19	2 いきいきと働ける集いと交流のあるまち	②四日市の魅力の再発見と滞在・体験型観光	<p><b>1 物産による魅力の発信</b></p> <p>生鮮野菜、肉類、魚介類、麺類、乳製品、飲料、酒類、調味料、萬古焼等の器類などの食卓のすべてが揃う豊富な地場産品を生かした魅力を発信する企画や、多くの酒蔵に供給されている鈴鹿山脈の伏流水の「おいしい水」を生かした特産品のほか、さまざまな物産開発及び宣伝、販路開拓・拡大について、(財)三重北勢地域地場産業振興センターを中心とした農林水産業・商工業団体による取り組みを促進します。また、商工会議所や農協、漁協をはじめとした多様な主体の連携により、農水産物を地域で加工、販売したり、観光産業と結びつけることなどが可能となる仕組みを構築します。</p>	2	<p>(1) 地産地消推進事業 (2) ふるさとの食推進事業 (3) 農商工連携促進事業 (4) 地場産業体験学習事業</p>	<p>(1)(2) 農業者と商工業者のマッチングを通じて、地元食材の利用の促進や農産物加工品の販売につながる事例もできた。 (3) 農水畜産業者と商工業者の異業種交流会を実施から新たな経営展開の創出につなげていく。 (4) 市内小学校への授業で萬古焼の作陶体験などを通じ、地場産業への興味を促すことができた。年々実施する小学校も増加しており、一定の成果をみている。</p>	<p>(1)(2)(3) マッチングへの参加事業者が限られており、新たな連携に発展する事例が少ない。また業者によって課題のレベルや方向性が異なるため、その把握をした上で意義のある交流にする工夫と検討が必要である。 (4) 市内全小学校での実施を目標としており、学校掲示板への案内や土曜学級での実施などをこれまで取り組んでいるものの、一層の周知を行っていく必要がある。</p>	◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	136

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	
20	2 いきいきと働ける集いと交流のあるまち	②四日市の魅力の再発見と滞在・体験型観光	<b>2 観光による魅力の発信</b> 産業集積を背景としたビジネスをはじめとした多様な来訪者に、四日市を楽しんでいただけるよう、観光協会や商工会議所を核として、市内観光の情報発信や案内機能の充実を図るとともに、集積度の高い飲食店と朝市や、工場の夜景と光のイベントの組み合わせなどの企画によりリピーターを増やす取り組みを進めます。 また、コンビナートの工場群や酒蔵、窯元など既存の資源を生かすとともに、工場敷地内からの工場見学や従業員による解説など、事業者と一体となった産業観光*の仕組みづくりを推進します。 さらに、体験型観光や、近隣の観光資源を含めた広域的なネットワーク化にも取り組みます。 この結果、市民一人ひとりが地域の魅力を再認識して、おもてなし意識が根付き、また、地元暮らし者の誇りにつなげていきます。	3	(1)観光推進事業 (2)観光・シティプロモーション事業 (3)観光戦略会議等の設置、四日市市観光・シティプロモーション条例の策定	観光・シティプロモーション条例や戦略の策定するとともに、四日市コンベンション協議会を四日市シティプロモーション協議会へと発展的に改組し、観光・シティプロモーションに取り組む協力体制を構築した。その上で、商工会議所や観光協会、民間有志団体等とも連携し、工場夜景サミットやかぶせ茶ハイ、四十三提灯など具体的なプロジェクトに取り組むなど、地場産品や観光資源の情報発信に取り組んだ。 中でも、平成23年度から「四日市コンビナート夜景クルーズ」の運行開始に伴い、PRを実施するとともに、本市において、全国工場夜景サミットを開催するに至った。 また、三重の観光営業拠点運営協議会に参画し、広域的なネットワークの構築し、イベント等を開催するとともに、やきもの産地の連携や北伊勢エリアの連携などによる事業展開も実施できた。	観光・シティプロモーションの推進にあたっては、庁内関係部局や商工会議所、観光協会等との調整・連携が重要であることから、四日市観光・シティプロモーション協議会を中心に据えながら、都市イメージの向上につながる施策や効果的な情報発信を行う必要がある。 産業観光に取り組むためには事業者の協力が不可欠であり、新たな事業者の開拓や連携について理解を求めていく必要がある。また、「四日市コンビナート夜景クルーズ」は本市の観光資源として今後も積極的な情報発信が必要である。 広域化を行う上で、各地域の進む方向性の違いなどの課題があるが、共通点を探りながら取り組みをおこなっていく。	1	3				4			140
21			<b>3 情報発信の強化</b> 地域の農林水産業、商工業、観光に携わる事業者や、観光協会及び行政等による協議会組織などを立ち上げ、地域の農産物や地場産品、工業製品の販路開拓や観光資源の効果的な情報発信に取り組む。そのため、ターゲットを意識した広報戦略の構築やメディアの有効活用を図ります。 また、四日市萬古焼の土鍋や携帯電話に使用されるリチウムイオン電池の電解液や半導体用フォトレジスト(注)など、「四日市の日本一」や「四日市発」をキーワードとして、四日市として誇れるものをブランド化し、四日市のイメージと認知度を高める取り組みについて、協議会を中心に地域メディア等と連携しながら進めていきます。そのため、すでに販売戦略に成功している地元企業の例などを参考に、継続的な情報発信も含め、首都圏の商店街への、都市と農村の交流を目的としたアンテナショップの展開を推進します。また、海外姉妹都市、友好都市との連携なども視野に入れ、新たな経済交流や販路開拓に向けた効果的なシステムづくりを行います。 さらに、シティセールスの観点から、全国的・世界的な学会、大会等の招致活動を行うとともに、新たな支援制度の創設をしていきます。	5	(1)観光推進事業 (2)観光・シティプロモーション事業 ・プロモーション映像の制作 ・シティプロモーションイベントの開催 ・メディア(ラジオ放送)活用したPR ・コンベンションや修学旅行等の誘致活動 (3)中小企業支援対策事業 ・海外の見本市や商談会への参加支援 ・海外との経済交流に基づくセミナーや訪問団の派遣	(1)(2)地場産業や観光に携わる事業者、観光協会等と連携して協議会を立ち上げ、地場産品や観光資源の情報発信に取り組んだ。具体的には、プロモーション映像の制作やイベントの開催、地域メディアの活用を通して、本市の農産物、地場産品、観光資源を効果的に発信し、都市イメージの向上につなげることができた。さらに、コンベンションや修学旅行等の誘致による本市のPRも一定の効果をおこすことができた。 (3)金融機関と連携して、海外でのものづくり商談会への出展支援をおこなっており、この商談会への参加を契機に海外進出を果たした企業も出てきている。また、出展後に商談に結び付いた事例もあり、販路開拓における一定の成果は出ている。	(1)(2)情報発信については、次々に新たな媒体が登場するため転換のサイクルが早い。そのため、アンテナを高くして時代の即した発信方法に対応する取り組みが必要である。一方、コンベンション等の開催施設や宿泊施設の年間稼働率が高く、施設の確保といった行政だけでは解決が難しい課題があり、誘致の拡大が難しい状況にある。 (3)より一層の販路開拓などを促進するため、商工会議所や日本貿易振興機構等と連携し、最新の社会・経済・政治情勢の情報収集や海外進出に係る手続きや制度面での指導・助言を実施できる体制づくりが必要である。補助制度については、交付先が特定の企業に固定化されることなく、多くの企業に活用を促すため、制度の周知に取り組む必要がある。	3	1				4			146

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号			
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了				
22	2 いきいきと働ける集いと交流のあるまち	③自律的な暮らしを支える 買い物拠点の再生と地産地消	<p><b>1 買い物拠点の再生</b></p> <p>市民に愛着をもたれ存続が望まれる定期市については、生産者による新規参入促進を図るとともに、にぎわい創出のためのイベント開催や情報発信等の支援充実を推進します。なかでも、慈善橋即売場については、定期市存続に向けて取り組む担い手に対して効果的な支援策の具体的検討を行います。</p> <p>中心市街地の複合型商業集積に対して、引き続き活性化に向けた支援を行うとともに、アーケードやカラ―舗装などを有している中心商店街については、車両乗り入れ禁止による安全な歩行空間であることを積極的に生かし、商業だけでなく、文化施設や福祉・医療施設なども立地した、高齢者や若者にも受け入れられる街としての再生を支援します。また、デザイン・出版等の都市型産業の誘致に向けて支援策の充実を図ります。</p> <p>それとともに、市民や事業者等が主体的に参画した協議・検討の場を設け、それぞれの役割を明確にした行動計画等を策定するとともに、すべての当事者が連携して確実な事業推進に取り組んでいきます。</p> <p>地域において日常の買い物を支える商店街について、維持・再生に向けた支援を行うとともに、住宅団地の商業ゾーン等において買い物拠点としての再生を図る取り組みに対して支援していきます。</p> <p>また、郊外型大型ショッピングセンターも、今後は、買い物拠点としてだけでなく、市民の交流の場としての利活用が期待されます。そこで、市民の利便性の確保を図るため、高齢者をはじめ交通弱者の増加に対応すべく、バス路線の充実の検討を進めるとともに、多くの市民が集えるような空間創出に向けた新たな取り組みなどを支援していきます。</p>	5	<p>(1)定期市活性化促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期市の紹介マップ作成</li> <li>・イベント等による魅力発信</li> <li>・慈善橋即売場の存続に向けた支援</li> <li>・高校生とのイベントによる新顧客開拓</li> </ul> <p>(2)商店街空き店舗等活用支援事業</p> <p>(3)商店街活性化イベント事業</p> <p>(4)商店街魅力アップ事業</p> <p>(5)まちゼミ開催事業費補助金</p> <p>(6)近鉄四日市駅西開発整備事業</p> <p>(7)商店街実態調査</p> <p>(8)中心市街地活性化基本計画の更新</p> <p>(9)中心市街地活性化推進方策の検討</p> <p>(10)情報発信機能の整備</p> <p>(11)高校生アンテナショップチャレンジ事業</p> <p>(12)交通施策推進事業</p> <p>(13)コミュニティ交通支援事業</p>	<p>(1)各定期市でのイベント開催や紹介マップの作成を通じて、にぎわい創出と情報発信に努めた。慈善橋即売場については、市場の再開に向けた取り組みを支援し、団体の法人化による統合や建替えを経て、即売場の再開に至り、定期市の存続を果たすことができた。</p> <p>(2)～(7)新規出店を支援することで空き店舗は減少傾向にあり、都市型産業出店の事例も出てきた。さらに、週末を中心に活発なイベントの開催を通じて、中心市街地歩行者流量は増加傾向にある。また、高校生との連携イベントや商店によるゼミなどで、商店街の魅力及び認知度の向上に一定の効果が出ている。こうしたことから、中心市街地の活性化とともに、多様な人々に受け入れられる街としての再生に向けて一定の成果を果たしてきている。</p> <p>(8)～(11)関係者で組織する委員会を設け、中心市街地活性化基本計画や推進方策の検討について、市民や事業者等と実施することができた。また、行政、商店、また若者や高校生などが連携して、イベント等を通じ、中心市街地の活性化や情報発信について事業の推進に取り組むことができた。</p> <p>(12)四日市都市総合交通戦略協議会及び四日市市地域公共交通活性化協議会において、バス路線の再編について検討を開始</p> <p>(13)市民主体のNPO等が運営するバス路線(生活バス四日市)に対し支援し、ショッピングセンター等を結ぶ路線の維持を図った</p>	<p>(1)定期市については、出店者及び来場者の高齢化、後継者の不足、また建物の老朽化が課題である。新規出店については希望者から連絡があれば、各定期市への連絡調整の支援を行っているものの、既出店者との業種の兼ね合い、また継続的な出店の難しさにより、新規出店者の定着に至っていない。</p> <p>(2)～(11)中心市街地エリアの商店街では、路面として飲食店が出店し、空き店舗率は減少傾向である。しかし、都市型産業の出店要件の拡大について検討が必要である。また、商店街の実態調査の結果から安全対策を行うための補助制度は設けたものの、電力会社を含めた関係者の合意形成が課題である。中心市街地活性化基本計画については、着手を図るも策定後の環境の変化等により実現に至らない項目もあった。</p> <p>(12)企業への送迎ニーズによりバス利用者の減少に改善がみられる一方、バス運転手の不足が深刻化し、路線の減便や廃止を余儀なくされているため、事業者等と連携し、バス路線の再編、効率的な路線配置の検討が必要</p> <p>(13)生活バス四日市の更なる利用促進、タクシーを利用したデマンド交通が公共交通不便地域においてどの程度対応できるのか判断が必要</p>	◎	○	△	—	1	4	3	2				156

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
23	2 いきいきと働ける集いと交流のあるまち	③自律的な暮らしを支える 買い物拠点の再生と地産地消	2 農業生産における地産地消の推進  四日市で生産された農畜産物や加工した商品を、消費者に提供できる機会を増やし安全安心を実感できるしくみづくりや、地産地消レシピ等の情報発信、地産地消を実践している市民や団体、事業者のサポーター登録制度導入などのさまざまな取り組みにより地産地消を推進し、その結果として生産と消費が拡大することによる地産他消へと展開を図ります。	1	(1)地産地消推進事業 (2)ふるさとの食推進事業 (3)茶業振興拠点整備事業	(1)(2)生産現場を訪問し、生産者と交流するバスツアーを実施するとともに、小学校給食への地元食材導入の促進により、地産地消の推進に一定の成果をあげることができた。また、本市特産品である「かぶせ茶」について、茶業関係者と連携し、本市イベント等での試飲や、レシピをまとめた冊子などによる情報発信を行った。これらにより、生産と消費が拡大する地産地消の促進を図った。 (3)茶業振興センターの移転を進め、平成30年4月に移転を完了した。従来の施設より研修室を拡大するとともに、調理室を設けて農業体験や加工品の試作などにもりようできるように機能を強化し、拠点整備による地産地消の推進を図った。	地産地消のバスツアーは好評であるが、農家も生産作業があることから受入回数を増やすにも限度があり、また現場は大人数の受け入れが難しいことが多く、訪問先が限られるのも課題である。学校給食への食材利用は生産量との兼ね合いから全量を賅うのが難しく、そのため多くの生産者への協力が必要となるが、生産者間で連携した出荷量の調整までは至っていない。	1						1			166
24			3 買い物拠点のバリアフリー化  定期市において、段差解消や通路の拡幅など、高齢者や障害者にとってゆっくり買い物ができる施設整備に対する支援や、交通施策との連携を図りながら移動手段の確保についても検討します。 さらに、外出も困難な高齢者等も、生鮮品をはじめ日常の買い物ができるよう、宅配システムの周知をより一層強化するとともに、移動販売などの起業支援の制度充実を図ります。	2	(1)定期市活性化促進事業 (2)商店街空き店舗等活用支援事業 (3)創業支援事業 (4)女性起業家育成支援事業 (5)四日市志総合応援隊の設置 (6)創業支援事業計画の策定 (7)ビジネスインキュベータ関係事業	(1)慈善橋即売場の再開について関係者との調整などの支援を行い、建て替えられた建物については来場者の利用に供するように段差がない仕様となっている。また、来場者が心地よく利用できるように、放送設備等の環境整備や安全対策としてフェンスの設置等を実施した。 (2)～(7)移動販売という業種を含め、出店や創業に対する充実した支援を計画的に実施した。	(1)施設の老朽化を課題とする定期市は多く、中でも大規模修繕には対応できないため、こうした場合の民間施設への支援手法については慎重な検討が必要である。 (2)～(7)高齢化社会が進む中、本市の民間事業者は既に宅配サービスや移動販売に取り組んでおり、担当課に移動販売に係る起業支援の相談があまりない。こうした状況において、移動販売に特化した起業支援の必要性について改めて検証し必要性を整理する。	1	1						1	1	168
25			④生涯を通じた社会参加が可能な環境整備	1 継ぎ目のない活躍の場づくり  「働く」という概念を、給料などの対価を受けて働くことだけでなく、サラリーマンであれば、退職後に人のため社会のために貢献することも働くこととしてとらえ、すべての市民が生涯を通じて「働く」ことができる環境として、仕事、コミュニティビジネスまたは市民活動を通じた活躍の場づくりを進めます。 特にコミュニティビジネスについては、生きがい(働きたい)を生み出し、地域社会の活性化に寄与することから、ビジネス創出のための相談を、行政の各部署が、各活動分野における中間支援NPOと連携して、ワンストップで対応できる体制の充実なども図ります。	1	(1)コミュニティビジネスの創出につながる取り組み ・概要や基礎を学ぶ講座や座談会の実施 ・ニーズ把握、マーケティング、組織作りを学ぶ連続講座の実施	(1)講座や座談会の開催を通じて、コミュニティビジネスの概要や基礎知識の周知という点において一定の成果があったと考える。	(1)地域課題の解決に向けたアイデアや行動力を持つ人の発掘、効果的な周知、参加促進等に課題があり、これまでの取り組みを踏まえながら、コミュニティビジネスの実践につなげられるよう、事業内容の検討を行う。									1

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
26	2 いきいきと働ける集いと交流のあるまち	④生涯を通じた社会参加が可能な環境整備	2 活躍人材づくり 学生から就業者、高齢者など、あらゆる世代が地域社会で活躍できる人材づくりのために、市民活動にかかる講座やワークショップの開催により、人材育成や意識啓発に取り組みます。	2	(1)地域づくりマイスター養成事業 (2)女性起業家育成支援事業	(1)市民活動・市民協働を理解して携わる人材の育成について、本養成を受講後、連合自治会長や地域マネージャーへ就任する方がみえるなど、地域づくりにかかる担い手の育成に一定の成果があったと考える。 (2)中小企業診断士など専門家による育成支援講座や創業間もない起業家向けのジャンプアップ講座を開催した。その後開業届が一定数提出されており、市内の女性起業家創出につながっている。	(1)これまでの講座受講者・修了生は比較的年齢層が高く、今後は若年層や女性など新たな層の掘り起しを行う必要がある。また、フォローアップや意見交換会などの修了生のネットワークづくりに向けた取り組みも検討していく。 (2)民間業者や市民活動団体による創業支援の取り組みも見受けられるため、現行の委託方式ではない支援の必要性について整理していく。	1	1					2			174
27			3 マッチング機能の強化 地域に貢献したい人のために、就職情報と市民活動団体の情報が一元的に収集できる場の創出と、市民活動と人材をマッチングさせる機能について、団塊の世代やシニアを中心に人材の活用において先導的な役割を担っているNPOの協力も得ながら、例えば「なやプラザ」の活用も含めて、より一層の充実に努めます。 また、非営利の市民活動が安定して継続するためのしくみとして、社会貢献に積極的に取り組んでいる企業との協議の場づくりを行います。	2	(1)まちづくり人材マッチング事業 (2)プロボノ活動支援	(1)地域で暮らす多様な技能を持つ人材を有効に活用するため、地域ニーズとのさまざまなマッチングの機会を継続的に提供し、市民活動の支援、非営利部門における人材の活性化において一定の役割を果たしたと考える。 (2)複数企業の社会貢献担当部署と連携し取り組んだ結果、プロボノ活動による成功事例も複数生まれ、一定の成果があったものとする。一方、定例で開催するような会議体の起ち上げ等には至っていない。	(1)今後も地域ニーズは確実に存在すると思われるが、運営方法の見直しや新たな会員の確保などについて改善の必要がある。 (2)プロボノという取り組みの認知度を高めるため、NPOや市民活動団体、また企業のCSR担当課や企業の社員に対し、継続的な周知活動を行っていく。また、現状は年度ごとにプロボノワーカーと市民活動団体のマッチング事業を実施しているが、今後は市の社会貢献活動の窓口は市民協働安全課であることを周知し、双方がいつでも連携できる体制づくりを検討する必要がある。						1	1			178
28			4 生涯現役で働きがいのある環境づくり 自治会、ボランティア及びNPO等、さまざまな市民活動団体がこれまで担ってきた役割をお互いに十分理解し、さらに市全体として、新しい公共としての市民協働を推進するシステムづくりを行います。	1	(1)協働委託事業	(1)こどもの協働体験、協働コーディネーター育成講座、市民活動団体間のネットワーク形成事業、地域の魅力を伝える冊子制作事業などの多様な事業が協働により実施され、市民協働の推進について一定の成果があった。	直接の担当課以外でも市民協働に基づく取り組みが進められるよう、各課が培った市民活動団体等との協働のノウハウの全庁的な集約・共有を進める。								1		

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
29	3 誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち	①市民の暮らしを支える公共交通機関の利用促進	<b>1 市民・地元関係者(企業)、交通事業者との連携による公共交通網の整備</b> 利用者である市民・地元関係者(企業)、交通事業者、行政のそれぞれの役割分担を定め、運行本数などのサービス向上や駅前広場や駐輪場の整備などに連携して乗り継ぎを含めた公共交通の利用環境の改善を図るとともに、公共交通を利用した散策ルートやウォーキング大会などの利用促進施策を展開し、鉄道や主要バス路線の利用促進を図ります。 特に、経営内容が悪化している鉄道支線について、事業者による運営手法の見直しを促すとともに、事業継続に向けて支援等を行います。 また、不採算バス路線について、代替交通として、住民や地元関係者が参画して運営するコミュニティバス、乗合タクシー等の導入について検討を行います。	6	(1) 近鉄四日市駅及び近鉄線高架橋の耐震化促進事業 (2) 鉄道施設耐震対策事業 (3) 内部・八王子線利用促進事業 (4) 四日市あすなろう鉄道線利用促進事業 (5) バス利用促進事業 (6) 内部・八王子線運行事業 (7) 四日市あすなろう鉄道線運行事業 (8) 鉄道維持・利用促進事業 (9) バス路線等生活交通確保事業	(1) 駅・高架橋柱の耐震化が完了(近鉄四日市駅、近鉄名古屋線47本、湯の山線8本) (3)(4) イベント列車の運行、利用促進グッズ・映像の製作、車両デザインの公募、ウォーキング大会の開催、駅案内板・道標の設置等により、四日市あすなろう鉄道利用者の減少が下げ止まるとともに、経営の効率化により将来的に持続して運行できる見込み (5) バス乗り方教室を毎年度実施 (6)(7) 内部・八王子線を公有民営化方式に移行し、車両更新等の施設更新を完了 (8) 三岐鉄道三岐線・伊勢鉄道へ施設整備の補助を実施 (9) 自主運行バス3路線の継続、NPO運営バスへの支援、デマンド交通社会実験を実施	(2) 鉄道橋梁の落橋防止対策はH30より実施 (5) バス利用者については、減少傾向が続いている (8) 三岐鉄道三岐線は老朽化が全体的に進んでおり、引き続き支援が必要 (9) 自主運行バスの利用促進、公共交通不便地域におけるタクシーを利用したデマンド交通の対応状況の見極めが必要	4	2			1	4	1		186	
30			<b>2 まちづくりと連携した公共交通網の利便性向上</b> まちづくりと連携し、中心市街地や郊外団地などを結ぶバス路線の充実、利便性の向上を図るほか、丘陵地の住宅地と鉄道駅や病院・ショッピングセンターなどを結ぶバス路線の検討をすすめるとともに、土地利用政策と連携して公共交通軸沿線に住宅や道路、公園等の施設や人口の集約を図ります。	2	(1) 内部・八王子線運行事業(推進計画) (2) 交通施策推進事業 (3) コミュニティ交通支援事業 (4) 駅付近における良好な住宅地の形成 (5) 交通結節点等における都心居住の推進 (6) 立地適正化計画策定事業	(1) 「地域公共交通網形成計画」及び「鉄道事業再構築実施計画」を策定 (2) 四日市都市総合交通戦略協議会及び四日市市地域公共交通活性化協議会において、バス路線の再編について検討を開始 (3) 市民主体のNPO等が運営するバス路線(生活バス四日市)に対し支援し、ショッピングセンターや病院を結ぶ路線の維持を図った (4)(5) 地区計画の決定や都心居住に関する助成制度の見直しを行い、鉄道駅周辺への人口集積を図った (6) 立地適正化計画の策定に向けて、将来人口や都市機能の配置状況等の調査を実施	(1)(2) 企業への送迎ニーズによりバス利用者の減少に改善がみられる一方、バス運転手の不足が深刻化し、路線の減便や廃止を余儀なくされているため、事業者等と連携し、バス路線の再編、効率的な路線配置の検討が必要 (3) 生活バス四日市の更なる利用促進、タクシーを利用したデマンド交通が公共交通不便地域においてどの程度対応できるのか判断が必要 (4)(5)(6) 立地適正化計画における居住誘導区域の設定により、緩やかな居住誘導を図るとともに、増加する空き家や空き地の状況や減少するバス路線網など公共交通ネットワークの状況踏まえた人口集積策の検討が必要						2		2		198
31			<b>3 高齢者や障害者のための新たな交通手段の導入</b> 公共交通機関利用が困難な障害者等のためにNPOや社会福祉法人等が運営するスペシャル・トランスポート・サービス(福祉有償運送等)について、事業主又は事業実施を希望する事業主への適切な支援・指導を行います。	1	(1) 鉄道駅バリアフリー化事業	(1) 鉄道事業者が行うバリアフリー化事業への補助を実施(JR四日市駅、近鉄阿倉川駅・霞ヶ浦駅)	(1) 地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえ、可能な限り実施していく必要がある(近鉄桜駅、三岐鉄道暁学園前駅、あすなろう四日市駅等)	1								1	



現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
32	3 誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち	②地域を支える道路空間づくり	<b>1 自転車や公共交通機関と連携した誰もが移動しやすい道路空間整備</b> 中心市街地や鉄道駅周辺の市街地、主要バス路線が通過する郊外の住宅団地などの既存の道路空間を有効に維持・活用していくため、歩行者や自転車利用者の安全に配慮するとともに、障害者や高齢者に配慮したユニバーサルデザインを取り入れた道路空間を整備します。 また、駅やバス停につながる自転車歩行者道、自転車専用レーンの整備、利用しやすい駅前やバス停の環境づくりなど、自転車や公共交通機関と連携した誰もが移動しやすい道路空間を整備します。	2	(1) 主要道路リフレッシュ事業 (2) 生活に身近な道路整備事業 (3) 交通安全施設整備事業 (4) 自転車道整備事業	(1)健全度評価と重要度を基に選定した路線の整備により、主要道路における道路瑕疵による大事故は発生していない (2)各地区の自主選定組織が選定した要望事業を実施することで、地域満足度の高い整備を実施 (3)霞ヶ浦羽津山線、金場新正線の歩道整備が完了 (4)自転車レーンは、概ね計画した路線の整備を完了	(1)早急に対策が必要な箇所のうち、1割程度しか整備が完了していない (2)要望件数が多く、細分化された要望への対応を迫られることで業務を圧迫していることに加え、生活道路での道路瑕疵による事故件数も減っておらず、制度の見直しが必要 (3)霞ヶ浦垂坂線、富田21号線、曾井尾平線、富田富田一色線の整備をH30以降順次実施 (4)国道・県道での整備についても働きかける必要がある		2				1	1			204
33			<b>2 市民生活や産業活動を支える道路空間整備</b> 南北方向の慢性的な渋滞や朝夕を中心とした東西方向の渋滞を解消するため、都市内の通過交通を排除するバイパスや環状道路の整備促進、既成市街地における交差点や渋滞ネック箇所を整備します。 なお、人口推移や交通量、まちづくりの基本方針などにあわせて、長期間未着手となっている都市計画道路を見直し、重点化するとともに集中的に整備します。	2	(1) 幹線道路整備事業 (2) 橋梁整備事業 (3) 都市計画道路の見直し	(1)下海老寺方線、石原南五味塚線ほか4線の整備が完了 (2)H30に全橋梁の点検が完了 (3)見直しの結果、全路線「存続」との結果に至った	(1)交付金が要求額を大幅に下回っているため、事業が遅れが生じている (2)橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕が遅延 (3)財源確保が困難なことから、集中的な道路整備や、道路状況の変化に対応した道路整備が実施できなかった		1	1			1	1			208

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	
34	3 誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち	③産業と市民生活を支える港づくり	<b>1 港湾機能の強化</b> コンテナ、バルク、自動車、エネルギーの全てを扱う総合港湾として、より一層機能を強化し、四日市のみならず中部圏の産業を物流でしっかり支えていきます。そのために、将来的な名古屋港との一港化も視野に入れ、「国際産業ハブ港」として、まずは寄港コストや手続きの簡素化につながる「一開港化」の早期実現や、港湾事業者との連携によるコンテナターミナル施設の使用料引き下げなど、さらなる港湾コストの低減に努めます。また、高速道路網を生かした広域からの貨物集約や、ゲートオープン時間の拡大などの荷主へのサービス向上に努め、名古屋港と緊密に連携して伊勢湾全体のモノの流れを増加させます。また、霞ヶ浦地区から背後の伊勢湾岸道路との円滑な連絡を図り、名古屋港との物流軸を強化するため、災害時の代替性の確保にも資する臨港道路霞4号幹線の整備を促進するとともに、霞ヶ浦地区から南方面への道路に関する調査検討を進めます。 臨港地区及び背後地産業の物流の効率化に伴い大型化する石炭、鉱石等を輸入するバルク船に対応するため、岸壁、泊地などの港湾施設の改良を行うとともに、企業の専用バースについては、関係機関と積極的に諸調整を図り、機能の充実・強化に努めます。	4	(1) 民の視点を活かした効率的な港湾運営 (2) 四日市港利用促進協議会によるポートセールス (3) ゲートオープン時間の拡大による荷主利便性の向上 (4) 臨港道路霞4号幹線整備事業 (5) 港湾計画の改訂	(1)伊勢湾で1つの港湾運営会社の実現に向け連絡調整を行った結果、コンテナ部門を効率的に運営することを目的とした「名古屋四日市国際港湾会社(NYP)」が設立され、平成29年の外貿コンテナ取扱量も過去最多を記録 (2)官民一体となったポートセールスにより、三重県の外貿コンテナの利用率が増加 (3)ゲートオープン時間の拡大により、利用量が月平均1千TEU増加 (4)平成30年4月に臨港道路霞4号幹線が開通し、物流機能の効率化、周辺道路への負荷の低減、リダンダンシー(代替機能)を確保できた (5)バルク船の大型化に対応するため、岸壁の延伸と航路増深を計画	(1)国際戦略港湾である京浜港、阪神港と同等に伍していけるよう、さらなる港湾コストの低減など効率的な港湾運営の実現を目指していく必要がある (2)四日市港利用優位圏である滋賀県の利用を大きく伸ばすまでには至っていない (5)事業実施にあたっては多額の費用を要し、関係者との協議に時間を要することから、現在のところ事業化には至っていない	2	2			1	3			212
35			<b>2 まちづくりと一体となった港づくり</b> 四日市港管理組合と連携し、四日市地区の工場跡地活用等を推進するため、分区規制のあり方の見直しなどに取り組み、まちづくりと一体となった臨港地区の再整備を進めます。 大型客船などの寄港については、旅客船を利用した伊勢観光に加え、新名神高速道路の開通に伴い、京都方面の観光需要も高まっていますが、現状は貨物船との調整をしながら霞ヶ浦地区のふ頭を利用していることから、四日市港長期構想に位置づけられている四日市地区(千歳町)での旅客船ふ頭の計画を促進します。 臨港地区に点在する緑地を活用した親水空間のネットワーク化やポートビル展望施設の利用促進を図るとともに、港湾の夜景や荷役作業、重要文化財及び近代化産業遺産に指定されている「末広橋梁」や「潮吹き防波堤」などの港湾景観を産業観光資源として活用し、自転車を生かしたまちづくりと組み合わせ、例えばJR四日市駅からの周遊コースを設定したり、駅に港の紹介看板を設置するなど、市民に親しまれる港づくりを進めます。 一方、霞ヶ浦地区においても、霞ヶ浦緑地内の既存施設の有効活用を図り、より一層の市民の憩いの空間を充実していきます。	4	(1) 臨港地区内の分区における構築物の規制条例の改正 (2) 旅客船の入港に対応した岸壁の計画・四日市港客船誘致協議会の設立 (3) JR四日市駅周辺活性化事業 (4) 千歳運河緑地整備事業 (5) ポートビル展望施設の利用促進 (6) 霞ゆめくじらの整備	(1)臨港地区内に、コンビニや飲食店等の便益施設の立地が可能となるなど、社会環境や産業構造の変化に合わせた構築物の規制緩和を実施 (2)港湾計画の改訂を経て、四日市地区に旅客船ふ頭計画を位置付けるとともに、官民一体で客船誘致協議会を設立 (3)JR四日市駅前など7か所に港への散策誘導用の案内標識を設置したことで、駅周辺の回遊性が向上し、四日市港の親水空間のネットワーク化が進んだ (4)重要文化財に指定されている末広橋梁や運河沿いの倉庫群などのレトロな景観を活用しつつ親しみある港湾空間を整備中 (5)小中学生の入場料無料化、工場夜景ニーズに対応するための夜間開館〔土日祝〕の実施により、着実に入場者数が増加 (6)霞ヶ浦緑地北ゾーンに大型遊具が並ぶ「霞ゆめくじら」を整備	(1)臨港地区の再整備を進めていくため、規制緩和について一層の周知を図り、再整備に向けた気運を高めていく必要がある (2)近年のクルーズ船の人気の高まりにより寄港数が増加したため、四日市地区で受入可能な客船については、積極的に受入していく必要がある (3)(4)(5)クルーズ船が寄港した際は、一度に多くの観光客が訪れ、グルメ、ショッピングなど地域での消費が生まれるとともに、外国人観光客との交流が進展するなど、地域活性化に大きく寄与することから、更なる利用促進策について検討が必要 (6)市民に大変好評であり、利用者の増加に伴う緑地内の交通制御対策が必要	3	1			3	1			220

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号		
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了			
36	3 誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち	④市民と行政とで築く安全なまちづくり	<b>1 地域防災力の強化</b> 自らの命は自ら守り、地域で助け合えるよう、地域の実情に合わせた体制づくりや人材育成、災害対応、災害時要援護者への支援策等について引き続き推進します。また、地域における専門的な知識を有する人材のネットワーク作り等について、積極的に働きかけていきます。 さらに、重大な災害・危機発生時及び発生が予想される場合において、迅速で正確な情報収集や市民等への情報提供を行うなどの体制整備を行うとともに、大規模な被害が生じた場合に備えライフライン企業等と協同し、迅速な対応、復旧を図るための計画づくりを進めます。	6	(1) 地域防災力向上支援事業 (2) 地区防災組織連絡協議会の支援 (3) 減災アドバイザー選出 (4) 防災大学、ステップアップ講座、防災・減災女性セミナー (5) 防災倉庫整備事業 (6) 地域防災計画見直し事業 (7) 避難施設等整備事業 (8) 避難行動要支援者名簿の作成・提供 (9) 総合防災拠点整備事業 (10) 防災システム整備事業 (11) 四日市市防災会議、四日市市初動機関連携会議、四日市市石油コンビナート・連携会議、北勢5市5町防災担当者連携会議、ライフライン企業等との協定	(1)(2)(3)(4)各種啓発による地域での自助・共助の意識向上、防災訓練や資機材の整備、各種講座の開催による人材育成、地区防災組織連絡協議会の組織による地区を越えた情報共有や連携を図った (5)市内の北部、中央部、南部に拠点となる防災倉庫を整備するとともに、指定避難所の防災倉庫に備蓄資機材を配備し災害対応力を強化 (6)計画の見直しを行い、津波避難マップ作成、津波避難ビルを指定 (7)津波避難のための小中学校屋上避難用外付け階段等の設置・附帯施設整備、トイレや生活用水の確保による衛生環境・電話設置による通信機能を強化 (8)作成した避難行動要支援者名簿を各地区へ提供 (9)造成工事を実施中 (10)防災行政無線の導入・総合防災システムの運用等により、災害時に住民に対し迅速に避難情報等を伝達する手段を確保できた (11)各種の会議体で、ライフライン企業等との相互の情報共有、顔の見える関係づくりができた	(1)(2)(3)(4)個人や地域の防災意識や対応能力は向上しているが、若い世代の参加や要配慮者対策、地域を超えた災害対応などが課題 (7)災害時仮設トイレの便槽整備は、公共下水道の供用開始時期に合わせた整備となる (8)日々、要支援者の転出・転入等の異動があるため、実態の把握が困難で年数回の確認が必要 (10)防災行政無線や防災メールは避難情報伝達のために必要不可欠なツールであり、市民により分かり易いホームページでの情報提供や、SNSを活用した情報収集等について調査研究が必要 (11)本市が被災した場合の具体的な対応、計画づくりには至っていない										228	
37			<b>2 一般住宅の耐震化</b> 市全体の建物の耐震性の確保を目指すため、一般住宅の耐震診断、耐震補強を建築の専門家と連携して支援策を講じるとともに、さまざまな機会をとらえて耐震化の重要性や支援制度の啓発を行い、住宅の耐震化の促進を図ります。	1	(1) 一般住宅耐震化推進事業、住宅等耐震化促進事業	(1)耐震診断・設計に引き続き耐震改修工事の実施、補助事業を活用した除却工事の実施が進み、耐震性の低い木造住宅が減少したことで、耐震化率の向上につながった	(1)耐震化率の向上に向けて、より多くの市民にこの制度を活用してもらうため、市広報や防災出前講座での周知、個別の団地訪問などの継続が必要											240
38			<b>3 公共施設の有効活用</b> 公共施設の耐震化を進めるとともに、学校、幼稚園、保育園、文化会館や地区市民センターなどの計画的な整備や修繕による維持管理経費の低減や公共施設の長寿命化を図るストックマネジメントに取り組みます。 また、遊休化する学校施設や社会情勢の変化に伴い用途を見直すべき公共施設については、市民や事業者のニーズに即応した用途に改変するなど弾力的な対応を図ります。	6	(1) 非常用電源等対策事業 (2) 公共施設ストックマネジメント事業 (3) 窓ガラス飛散防止事業 (4) 橋北交流会館整備事業	(1)市庁舎・総合会館・本町プラザにおいて、津波襲来時においても、災害対策本部及び指定避難所として活動可能 (2)各公共施設について、維持管理費の軽減や省エネルギー化を図りつつ、計画的な予防保全による長寿命化を進めることにより、長期的な経費の削減及び平準化を実施中 (3)小中学校の教室・体育館等の地震による窓ガラス飛散防止対策が完了 (4)旧東橋北小学校を有効活用し、幼稚園や保育園、児童館といった子育て支援の機能をメインに、企業OBによる中小企業等への相談支援を行う場や、市民活動の場、地元の地域活動施設などの複合施設を整備	(2)建築物の劣化状況は刻一刻と変化するため、都度、計画の見直しを行うとともに、長寿命化工事の実施と継続的な予算確保が必要 (3)小中学校の共用スペースの窓ガラス飛散防止対策の推進が必要	3	3								5	1

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
39	3 誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち	④市民と行政とで築く安全なまちづくり	<b>4 消防力の強化・消防救急体制の充実</b> 消防力の強化・消防救急体制の充実を図るため、消防指令センターの共同運用を桑名市と取り組んできましたが、引き続き県域共同整備による消防救急無線のデジタル化など消防広域化の流れに対応するとともに、大規模災害発生時における初動体制の強化や消防署所の配置や出動範囲の適正化を行います。 また、増加する救急需要に対応するため、適切な救急搬送を行うとともに、医療機関との連携強化に向けた協議・検討を進めます。	2	(1) 消防救急無線デジタル化整備事業、新消防指令センター整備事業 (2) 新消防分署整備事業 (3) 救急ワークステーション整備事業 (4) 消防力・救急体制強化事業	(1)消防救急無線のデジタル化整備を行うと共に、四日市、桑名、菰野の3消防本部において、共同の指令センターの整備を実施 (2)平成25年度に行った「消防力適正配置調査」の結果を踏まえ、市内の北部及び南部地域に消防分署の整備を実施し、現場到着時間の短縮に向けて消防力の強化を図った (3)市立四日市病院の救命センターに救急救命士を含む救急隊員の知識、技術の向上を目的とした教育の拠点となる救急ワークステーションを設置し、救急体制の充実を図った (4)消防車両、耐震性貯水槽及び消防分団車庫を整備し、消防力・救急体制の強化を図った	(2)今後は南消防署整備事業の着実な推進が必要 (4)耐震性貯水槽の設置については、設置が困難な場所があることから、代替案を含めた検討が必要	2						2			254
40			<b>5 総合治水対策の推進</b> 雨に強いまちづくりを進めるため、排水ポンプ場などの計画的な治水対策を進める一方、透水性舗装や浸透柵などの雨水貯留浸透施設の設置を進めます。 また、市民や企業に対して、雨水貯留浸透施設設置のPRを行い、民間所有地における雨水浸透性や保水力の保全・向上を促進します。	3	(1) 雨水ポンプ場建設、雨水管渠工事、雨水貯留管工事 (2) 雨水ポンプ場の長寿命化、耐震化 (3) 準用河川改修事業、普通河川三鈴川河川改良事業、平津川河川改良事業 (4) 治水度ジャンプアップ事業 (5) 雨水貯留タンク設置補助	(1)雨水排水整備済面積を拡大するとともに、楠地区の雨水ポンプ場建設及び浜田通り貯留管の整備を実施中 (2)本市の海岸沿いの低平地は、ポンプによる強制排水が必要な地域が多いことから、老朽化が進む施設の更新や耐震耐津波化を実施 (3)市民の生命及び財産を守るため、流下能力の向上や護岸整備等の河川整備を実施 (4)既存調整池の改修を行うことにより全面的な河川改修を行わずとも治水安全度の向上を実現 (5)交付実績が累計で580件となり、民間所有地における保水力が向上	(1)(2)近年多発している集中豪雨や土地利用の変化などにより、未だ市内各所で床上床下浸水や道路冠水が発生していることから、さらなる雨水排水対策と財源の確保が必要 (3)準用河川整備事業では、近年交付金内示割れが生じていることから、計画的な事業進捗を図るため交付金の獲得が課題	1	2					1	2		258

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
41	4 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち		<b>1 保育サービスの充実</b> 通常保育のほか、延長保育、休日保育、病児保育などの保育サービスについて、官民の役割分担も含めた検討を行い、保護者のニーズに対応した保育メニューを提供するとともに、認可外保育所に対する支援や事業所内での保育所設置にかかる支援(財団等の補助メニューの情報提供や紹介など)など、保育を必要とする児童が適切に保育サービスを受けることができるよう、さまざまな場面におけるサービスの充実に努めます。	2	(1)民間保育所等整備事業 (2)地域型保育事業 (3)特別保育促進事業 (4)病児保育室整備事業 (5)第2子以降子育てレスパイトケア事業 (6)認定こども園整備事業 (7)認可外保育所支援事業 (8)私立幼稚園保育料第3子以降無償化事業 (9)公立幼稚園エアコン設置事業	(1)(2)民間保育所5園(保育提供枠:510名増)、地域型保育施設14施設(保育提供枠:154名増)開設 H31年度民間保育所3園の開園により、待機児童を解消できる見込み (3)(4)(5)H30.4月時点: 乳児保育36園、延長保育29園、一時保育17園、休日保育3園、病児保育2園 H31年度には乳児保育・延長保育3園、一時保育1園、病児保育1園実施予定 (6)「公立幼稚園の適正化計画(素案)」に基づき、保々地区、楠地区、神前地区の設計費用をH30.6月補正予算に計上 (7)待機児童対策として、認可外保育施設と施設利用者に補助を行い、利用世帯の経済的負担を軽減 (9)H30.7月より、保育室のエアコン利用開始(H30～32年度のレンタル契約)	(1)国が平成31年10月から実施を目指す「幼児教育無償化」の動きを踏まえ、利用者の潜在的ニーズを把握し、保育提供枠の供給を再考 (6)公立幼稚園適正化について、次期計画における対象園の検討 (8)私立幼稚園の多子世帯への補助等、市独自の負担軽減の手法の検討 (9)最適な手法で事業を継続するため、クラス数の減少傾向を踏まえた費用対効果の検討	◎	○	△	—		1				266
42			①安心して子どもを産み、育てられる社会の実現 放課後の児童の健全育成に向けた学童保育について、各学童保育所の特色ある運営方針を活かした保育内容の充実を促進するとともに、子どもたちへの適切な指導につながるよう、指導員に対する研修や相談支援の充実に取り組めます。 また、未設置の校区での設置や大規模化する学童保育所の適正規模化を促進します。その際は、遊休化する公共施設や民間施設の活用も視野に入れた支援について検討を行います。	3	(1)学童保育推進事業 ○学童保育所に対する補助 ・運営費 ・新規開設のための初年度調弁、新築・増改築、大規模修繕等 ・環境改善 ・AED整備 ・放課後児童支援員資格研修 ・常勤指導員確保支援 ○研修の実施 ・放課後児童支援員(有資格者)、補助員に対する研修 ・運営委員会に対する運営実務研修会 ・市職員による訪問支援及び訪問指導 ・社会保険労務士による訪問支援 ・児童支援員の資格研修(県主催)の受講費用補助 ○各小学校区設置の働きかけ	(1)全小学校区への学童保育所の設置完了 ○H30年度の状況: 37運営委員会、56箇所 支援の単位(クラス)59 入所児童2,000人超	(1)学童保育の需要が増大する中、学童保育所に対する支援のあり方の検討 ○資格を有する指導員の確保、保育の質の向上 ○希望者が100%入所できる施設確保のため、学校改修計画段階から、学童保育所用の入口・エリアをつくる提案の実施										

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号						
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了							
43	4 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち	①安心して子どもを産み、育てられる社会の実現	<p><b>3 子育てを支援する社会環境の整備</b></p> <p>男女がともに仕事と生活のバランスのとれた生き方が選択できる社会となるよう、平成8年から今日まで、女性が社会の中でより大きな役割を担えるよう取り組んできた男女共同参画センターの取り組みをより一層強化するとともに、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方の普及啓発を推進します。また、事業者等への働きかけとして、育児休業制度などについて男女を問わず活用できる環境づくりを促進します。</p> <p>また、父親がより積極的に子育てに参画できる社会を実現するため、各種研修事業等を積極的に展開するとともに、学校や市民活動団体などと連携し、父親が子育てに参画する企画を充実させます。</p> <p>さらに、社会全体で子どもを育てるという観点から、地域で子どもの育ちを支援し、見守ることのできる環境づくりを進めます。また、子育てにかかる医療費助成を拡充します。</p> <p>障害のある子どもたちとその保護者に対する支援機能の充実・強化に向けて、知的障害児通園施設について、卒園時を含めた訓練機能の充実も視野に入れ、既存公共施設の活用など、効率的・効果的な整備を検討します。</p>	10	<p>(1)ワーク・ライフ・バランス推進事業 ○講演会の開催 ○研修の実施 ○出前講座の実施 ○情報共有・情報交換会議の開催 ○「男女がいきいきと働き続けられる企業」の表彰 ○雇用実態調査の実施(民間企業の育児休業制度の有無) ○ワークスタイル・イノベーションカフェの実施</p> <p>(2)父親の子育て参画促進事業 ○父親の子育てマスター養成講座の実施 ○父親の子育てマスター認定、よかパパ相談員の委嘱 ○父親の子育てマスターのフォローアップ講座の実施 ○公立の幼稚園・保育園行事へ父親の参加呼びかけ ○よかパパフェスティバルの開催 ○よかパパ相談の実施</p> <p>(3)子育て支援センター事業 ○子育て支援センター・あそぼう会の充実</p> <p>(4)四日市まちじゅうこども図書館事業</p> <p>(5)「こどもをまもるいえ」設置推進</p> <p>(6)子どもの生活リズムや規範意識の向上(啓発活動、研修会等)</p> <p>(7)公立の保育園、幼稚園、認定こども園における地域の各種団体(老人会など)との交流活動</p> <p>(8)民間保育所地域活動事業</p> <p>(9)私立幼稚園地域活動事業</p> <p>(10)子ども医療費助成事業</p> <p>(11)任意予防接種等助成事業</p> <p>(12)新生児聴覚スクリーニング検査助成事業</p> <p>(13)児童発達支援センターあけぼの学園移転整備事業</p> <p>(14)知的障害児施設整備事業</p>	<p>(1)ワーク・ライフ・バランスの認識の広がり</p> <p>(2) ○子育てマスター養成講座修了生129人、よかパパ相談員35人(H29年度末) ○養成講座修了生で「パパスマイル四日市」結成 ○よかパパフェスティバル参加人数404人(H29年度) ○よかパパ相談(H29年度):10箇所12回開催、延べ活動人数81人</p> <p>(3)子育て支援センター(H29年度) ・単独型2箇所、保育園併設型15箇所、医療機関併設型2箇所、利用者数110,754人</p> <p>(4)子どもの読書活動の推進、本と触れ合う環境づくり、本を通じた交流の創出</p> <p>(5)「こどもをまもるいえ」設置推進団体:約9,900件</p> <p>(6) ○子どもの生活リズム向上事業(H29年度) ・モデル校(2校・4園)へ事業委託、研修会・講座の実施 ○非行防止教室(H29年度):小中学校6回、地域6回</p> <p>(7)全公立園(保、幼、こども園)で地域団体と交流活動を実施</p> <p>(8)H29年度 22園/26園で実施</p> <p>(9)H29年度 10園/14園で実施</p> <p>(10)助成対象は、段階的に拡大し、現在は中学校修了前まで。窓口負担については、平成30年4月から未就学児を対象に、市内の医療機関での無料化を開始。</p> <p>(11)おたふくかぜワクチン接種費用助成(H29年度):接種率81.3%</p> <p>(12)新生児聴覚スクリーニング検査費用助成(H29年度):5件</p> <p>(13) ○児童発達支援センターあけぼの学園の福祉・医療エリアへの移転(H31.4月開園) ○四日市消化器病センター開院(H29.5月)</p> <p>(14)在宅生活の困難な知的障害児の生活環境改善、在宅障害児の福祉サービスの充実</p>	<p>(1) ○取り組んでいない企業に働きかける施策の検討 ○企業の育児休業制度の暦年推移の把握</p> <p>(2) ○子育てマスター養成講座受講生の確保 ○よかパパ相談員の活動意識の継続 ○よかパパ相談、よかパパフェスティバルの認知度向上</p> <p>(4)まちじゅうこども図書館の拡大、認知度向上、本の追加と入替時期・方法のシステム化</p> <p>(8)民間保育園、私立幼稚園における地域活動事業の重要性認識と事業継続</p> <p>(10)医療費窓口負担無料化の対象拡大については、国・県の動向を踏まえ、制度の長期的な安定を前提とし、医療費の伸びなどから検証要</p> <p>(11)ロタウイルスワクチン接種費用の助成検討</p> <p>(12)新生児聴覚スクリーニング検査の助成拡大、拡充の検討(対象、内容の見直し)</p> <p>(14) ○障害児の在宅生活に必要なサービスの需要に応じ、他の事業所へのサービス実施の働きかけ ○社会福祉法人の施設整備計画が国・県の社会福祉施設等の整備計画の対象施設に選定されないと、事業実施が困難</p>	◎	○	△	—					4	6					276

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	
44	4 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち	①安心して子どもを産み、育てられる社会の実現	<b>4 相談体制の充実</b> 子育て中の保護者が育児相談や交流、情報収集ができる場としての子育て支援センターについて、保育園や幼稚園などが連携しながら充実に努めるほか、子育ての不安についてワンストップで相談対応できるようなシステムを確立するとともに、子育て情報を一元的に発信できる拠点づくりを行います。 さらに、子育てに関する施策を総合的に企画・立案する機能を充実することで、例えばひとり親家庭に対する支援や発達障害、虐待など、特別な支援が必要な家庭に対し、保健・福祉・教育の分野が連携して、発生予防から子どもの自立に至るまで、各段階における支援を継続的に実施する体制を確立します。	7	(1)子育て支援センター事業 (2)相談窓口の一元化(こども未来部設置) (3)子育てコンシェルジュの配置 (4)産婦健康診査事業・訪問型産後ケア事業 (5)こんにちは赤ちゃん訪問事業 (6)一般相談事業(発達相談) (7)障害児相談支援事業	(1)子育て支援センター(29年度) ・保健師相談利用者数465人 ・栄養士相談利用者数188人 (3)子育てコンシェルジュ4カ所配置(H30年度) (4)(5) ○産婦健康診査事業における産科診療所との連携確保 ○健診から産後ケアの一連の流れにおける要支援ケースの早期把握による、産後専門的支援体制の強化 (6)(7)保護者の不安解消	(1)保護者のニーズを把握した相談体制の充実 (3) ○子育て関連の様々な情報の定期的な更新と共有の仕組み構築 ○子育てコンシェルジュの認知度向上 (4)(5) ○日中の生活実態の把握が非常に困難な家庭の情報収集、相談体制の構築 ○相談窓口「子育て世代包括支援センター」の周知 (6)こども発達支援課とあけぼの学園の役割の明確化 (7)障害児相談支援事業の対応件数の増加対策検討(相談支援専門員の専任化など)	1	6				7			296
45	45 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち	②地域で安心して生活できる環境づくり	<b>1 地域福祉をサポートする機能の充実</b> 本市では、高齢者にかかる地域の身近な相談窓口として、在宅介護支援センター(22地区25カ所)を整備し、365日24時間体制で、高齢者やその家族の総合相談に対応し、高齢者福祉の拠点として機能してきましたが、今後は未整備地区における充実も図っていきます。また、在宅介護支援センターを後方支援する機関として地域包括支援センター(3カ所)を設置し、専門的な相談支援にあたっています。障害者にかかる相談については、障害別に全市域を対象とし、障害者相談支援センター(4カ所)で対応しています。 今後は、障害者も含めた総合相談や福祉サービスの調整に活用できるよう、在宅介護支援センターの機能の充実を促進します。地域包括支援センターについては、医療と福祉・介護の連携がより重要視される中、在宅医療を推進するための体制充実などを図ります。 また、認知症、知的障害、精神障害などにより日常生活に不安がある人に対する支援としての地域福祉権利擁護事業とともに、判断能力が不十分な市民の権利を守るため、関係団体との連携により、「地域後見サポート事業」をはじめ成年後見制度の利用促進を図ります。	5	(1)在宅介護支援センター整備事業 (2)特別養護老人ホーム整備事業 (3)認知症高齢者グループホーム整備事業 (4)地域密着型居宅サービス整備事業 (5)在宅介護支援センター運営事業 (6)障害者グループホーム施設整備事業 (7)地域ケア会議推進事業 (8)認知症総合支援事業 (9)成年後見サポートセンター事業 (10)地域福祉権利擁護事業 (11)老人保健施設整備事業 (12)ショートステイ施設整備事業 (13)サテライト型特別養護老人ホーム整備事業 (14)スプリンクラー等消防設備整備事業	(1)～(5) 高齢者等の見守り・支援体制の充実 ・在宅介護支援センター:全地区整備完了 ・特別養護老人ホーム:22地区26箇所 ・認知症高齢者グループホーム:20地区21箇所 ・地域密着型居宅サービス:定期巡回・随時対応型訪問介護看護 4地区4箇所、小規模多機能型居宅介護 3地区3箇所、看護小規模多機能型居宅介護 2地区2箇所 ・医療職を配置する在宅介護支援センター数の計画的な増により、H30年度に目標24箇所を達成予定 (6)障害者グループホームの整備に対し、県との協調補助を行うことにより、障害者の自立支援と地域で安心して暮らす支援基盤の充実 (7)医療・介護連携地域ケア会議の開催による、多職種顔の見える関係づくり、課題の抽出・整理 (8)認知症施策について、早期診断・早期対応の体制整備、認知症に関する理解の促進、認知症本人と家族への支援促進 (9)(10) ○ケースに応じた支援制度の整理により、本人の状況に適した支援を実施	(1)～(4) 介護保険事業計画に基づく入所施設・サービス事業所の整備 (5) ○切れ目なく、一体的な医療・介護サービスの充実 ○高齢者・障害者を含めた複合的な課題を抱える世帯対応のための在宅介護支援センターの質的充実 (6)社会福祉法人の施設整備計画が国・県の計画に選定されない限り、事業実施が困難 (8) ○認知症初期集中支援チーム・地域医療機関との連携強化と認知症予防施策推進の両輪の取組 ○広範な層に対する認知症理解の促進 ○地域で活動できる支援者の育成 (9)(10)相談件数の増加・複合による相談内容の多様化・複雑化に対応するための、幅広い関係機関・職種との連携体制強化	1	4				5			310

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号				
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了					
46	4 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち	②地域で安心して生活できる環境づくり	<p><b>2 地域医療体制の整備</b></p> <p>本市にとって重要な基幹病院である市立四日市病院と三重県立総合医療センター、四日市市社会保険病院の三つの病院により、優れた専門分野を最大限有効活用できるシステム構築を行い、総合的かつ効果的に地域の医療水準を高めるとともに、さらなる連携強化を進めます。また、救急医療の充実強化に努めるとともに、医師や看護師の確保・定着などに取り組み、地域の医療機関や医師会をはじめ、四日市看護医療大学など養成機関や県などと連携し、地域医療体制の充実強化を図ります。</p> <p>一方、今後ますます重要となる在宅医療の推進のため、在宅での療養生活を可能な限りサポートできる体制を目指して、訪問医療を担う医師を増やすための取り組みを推進します。また、訪問看護の充実に向けた、新たな取り組みや訪問看護ステーションの開設に向けた支援を進めます。さらに病院と診療所の継ぎ目のない連携、並びに緩和ケアの推進、病院・診療所など医療部門と福祉部門との連携強化など、在宅医療の充実に向けた各種取り組みを着実に推進します。</p> <p>また、受診する立場である市民に対する働きかけとして、安心して日ごろから相談できる、かかりつけ医を持つための意識啓発を積極的に行います。特に、訪問診療を行っている医師の広報周知などを、医師会や歯科医師会、薬剤師会など関係機関と連携して推進します。さらに、在宅での療養生活を担う家族に対して、例えばがん患者やその家族など、同じ悩みを持つ人同士が集まる場づくりへの支援や、訪問看護の利用促進に向けた支援などを推進していきます。</p>	16	<p>(1)地域医療推進事業、在宅医療・介護連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安心の地域医療検討委員会、部会の開催</li> <li>○医療・介護ネットワーク会議</li> <li>○病院から在宅へのスムーズな移行支援の検討</li> <li>○四日市市在宅医療・介護連携支援センター『つなぐ』による相談支援事業</li> <li>○ID-Link活用研修会の実施</li> <li>○訪問看護師養成事業</li> <li>○訪問看護ステーション支援事業</li> <li>○訪問看護に関する相談事業</li> <li>○病院看護師派遣事業</li> <li>○市民への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療講演会の実施</li> <li>・在宅医療啓発活動補助事業による身近な地域での講演会の実施</li> <li>・訪問看護フェアの実施、健康フェスティバルでの訪問看護の周知・啓発</li> </ul> </li> <li>○在宅医療の紹介冊子等作成、地域の講演会での活用</li> <li>○県がん相談支援センター主催「がん患者と家族の方のおしゃべりサロンin四日市」における会場確保、広報等の支援</li> <li>○訪問看護師の利用促進</li> </ul> <p>(2)病棟増築・既設改修事業（市立四日市病院）</p> <p>(3)医療機器整備事業</p> <p>(4)高精度放射線治療棟整備事業</p> <p>(5)高度医療機能強化事業</p> <p>(6)「医療ネットみえ」の周知啓発</p> <p>(7)二次救急医療体制の整備</p> <p>(8)救急医療体制の維持・継続（県との連携強化）</p> <p>(9)応急診療所事業、歯科医療センター事業（1次（初期）救急医療）</p> <p>(10)四日市看護医療大学育成会奨学金制度</p> <p>(11)四日市看護医療大学オープンキャンパスにおける市協力事業（奨学金等）の説明</p> <p>(12)介護・看護人材育成事業</p> <p>(13)訪問看護ステーション整備事業</p>	<p>(1) ○委員会や会議の参加により、医療・介護関係者との関係構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅医療が円滑に行われる環境や体制づくり、課題抽出</li> <li>○退院時ケアカンファレンスのマニュアル見直しに向け、医師会を中心としたワーキング会議立ち上げ</li> <li>○医療・介護ネットワーク会議における病院関係者・地域医療関係者・福祉関係者の連携強化</li> <li>○在宅医療支援病床確保事業による家族と在宅医の負担軽減</li> <li>○研修会等によるID-Linkの活用周知</li> <li>○訪問支援ステーションの円滑な運営と訪問看護師の力量アップ</li> <li>○在宅医療の啓発、かかりつけ医・在宅医療の情報提供による市民の理解の深まり</li> <li>○市民啓発部会における在宅医一覽、講演会・行事予定、資料「家に帰りたい」等の医師会活動の市民への情報提供</li> </ul> <p>(2)病棟増築・既設改修事業の完了、供用開始(H25年度)</p> <p>(3)病棟増築・既設改修事業に合わせた各種医療機器の新規導入、更新の完了(H25年度)</p> <p>(4)高精度放射線治療棟の増築完了(H28年度)、高精度放射線治療装置の供用開始(H29年度)</p> <p>(5)3テスラMRI装置導入(H30年度末)</p> <p>(7)二次救急医療体制の維持継続支援</p> <p>(9)1次（初期）救急医療体制の確保</p> <p>(10)看護職の確保・定着</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○奨学金変換免除者42名(29年度末)</li> <li>○奨学生の大半が市立四日市病院に勤務</li> </ul> <p>(12)離職者の多い就業3年未満の介護職を主対象に実施したスキルアップ研修による一定の人材定着</p> <p>(13)市内29カ所で訪問看護ステーション開設(29年度末)</p>	<p>(1) ○退院後のスムーズな在宅医療への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問診療を担う医師を増やすための医師への働きかけ、多職種（訪問看護師・ケアマネ等）との円滑な連携体制づくり</li> <li>○退院時カンファレンスのマニュアルに沿った対応の徹底</li> <li>○ID-Linkの利用拡大</li> <li>○訪問看護師養成講座の周知による参加者増、受講後の活動把握</li> <li>(2)当該病棟増築・既設改修事業対象外の未改修部門への対応</li> <li>(3)未改修部門の改修時期に合わせた必要機器等の導入・更新の検討</li> <li>(5)次期総合計画でICU拡張・機能強化のための改修工事実施</li> <li>(7)二次救急医療体制の継続支援</li> <li>(9) ○緊急時の応急診療所や歯科医療センターのあり方について関係者との意見交換</li> <li>○応急診療所施設の老朽化に伴う施設整備面での費用負担</li> <li>(10)看護職の定着支援、潜在看護師の掘り起し、復職支援</li> <li>(12) ○介護職研修の継続周知、リーダー的役割を担う中堅職員研修の検討</li> <li>○国・県の施策と連動した新たな人材発掘の取組検討</li> <li>(13) ○訪問看護ステーションの人員確保等の運営面の課題を踏まえた適切な規模の検討</li> <li>○市民への在宅医療情報の効果的な提供</li> </ul>	◎	○	△	—					4	12			320



現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	
47	4 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち	②地域で安心して生活できる環境づくり	<b>3 地域福祉を担う人たちの活動支援</b> 地域における福祉活動の推進のためには、民生委員児童委員や自治会、地区社会福祉協議会、NPO、その他の市民活動団体など、多様な主体による取り組みが重要となってきます。 このため、これらの主体が地域福祉における「新しい公共」の役割を担っていけるよう、人材育成支援などを推進します。また、関係機関や関係団体、NPOなどと連携して、福祉や医療に関する知識・経験を生かしたい人とのマッチングなどの仕組みづくりを推進します。	4	(1)生活支援コーディネーター事業 (2)介護予防・生活支援事業 (3)高齢者の元気づくり支援事業 (4)健康づくり市民協働事業 (5)民生委員児童委員協議会連合会への補助、事務局担当(市社協) (6)地区社協の学習・啓発事業への補助事業および地区社協連絡協議会の事務局担当(市社協) (7)地域福祉計画講演会の開催 (8)市社協のボランティアセンターにおけるマッチングコーディネート	(1)～(4)地域包括ケアシステムの深化・推進 (1)生活支援コーディネーター配置により、地域各種団体への働きかけ、支援が進み、住民主体の取り組み育成に寄与 (2)立ち上げ経費や総合事業における住民主体サービス実施への経費助成により、今後重要となる住民主体の介護予防、支え合い活動の支援促進 (3)(4)介護・リハビリ専門職による支援と健康ボランティアの育成・活動の推進・連携により住民主体の介護予防促進 (5)(6)民生委員児童委員、地区社協の活動情報の共有、活動の質の向上 (7)講演会を重ねることによりサロンなど住民の地域活動が各地区に広がったことによる住民主体サービス提供団体数の増加 (8)マッチングコーディネートにより、多くのボランティア活動中の人や企業が実際の活動につながった	(1)(2) ○市全域を対象とするだけでなく、日常生活圏域を対象としてコーディネーターを配置する国の方針に沿った、人材配置体制の検討 ○地域福祉を担う新たな人材の発掘、多様な主体への活動内容、意義等の周知 (3)(4) ○地域への介護予防意識啓発と健康ボランティアの養成 ○住民主体の介護予防の取り組みを通じた地域社会づくり (8)依頼者側のボランティアへの理解促進、本来意義の認識	1	3			1	3			352

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
48	4 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち	③子どもから高齢者まで元気で暮らせる健康づくり	<b>1 生涯を通じた健康づくりの促進</b> 健康体操や食に関わる活動など、健康づくりを目的として活動している市民団体は多く、地域に健康づくりを広めるためには、市民、地域、行政の役割分担とともに、こうした市民団体との協働が不可欠です。その観点から、市の健康づくり事業や出前講座などを市民団体と協働で実施していくほか、地域での公民館活動の一環としてヨガやウォーキングなどの自主的なサークル活動との連携をバックアップすることで、自主的活動の活発化を促進します。 特に生活習慣病予防対策が必要な30代～50代の人への働きかけとして、事業所へ向けた出前講座の実施や健康診査の受診率向上に向けた啓発や事業所独自の取り組みを促進するなど、働く世代の健康づくりを充実させるとともに、引き続き、妊娠、出産、更年期など女性特有のライフスタイルに合わせた健康づくりを進めます。	5	(1)住民の自主的な健康づくり活動の支援 ・サークル団体(ヨガ・体操等)への地区市民センターの貸館 ・生涯学習事業の実施(健康体操教室等) ・地区だより等による各サークルの活動内容周知 (2)健康づくり市民協働事業(健康ボランティア養成及び地域の自主的な健康づくり活動の推進) (3)働く世代の健康づくり支援事業 ・地域職域連携推進事業(出前講座、健康情報発信) ・がん検診受診啓発活動(受診勧奨強化) ・検診の充実(HPV検査、胃がん検診における2人の医師による画像チェック制度) (4)特定健康診査の検査項目追加 (5)産婦健康診査事業および訪問型産後ケア事業 (6)こんにちは赤ちゃん訪問事業 (7)心の健康づくり支援事業 ・相談体制の充実	(2)健康ボランティアによる身近な場所での健康づくり活動の活発化 (3) ○地域と職域との連携による、健康づくりの取組みを実施する事業所の増加 ○個別受診勧奨強化による検診受診率の上昇 ○2人の医師の画像チェック体制による検診精度向上 (5)産婦健康診査事業における産科診療所との連携確保 (5)(6)健診から産後ケアの一連の流れの中で、要支援ケースの早期把握による、産後専門的支援体制の強化 (7)こころの相談件数の増加	(1)健康づくり活動の支援による健康寿命の延伸 (2) ○身近な場所、日常生活で取り組める地域での健康づくり ○健康ボランティアの育成、自主グループ活動の支援 (3) ○がん検診受診強化 ○健康づくり環境に配慮した職場づくりへの支援 ○働く世代を支える家庭への働きかけ (4)中長期を見据えた糖尿病対策 (5)(6)日中の生活実態の把握が非常に困難な家庭の情報収集、相談体制の構築 (7)こころの相談内容の複雑化による相談時間の長期化、関係機関との連携による継続的な相談の実施	2	3					5			360

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号						
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了							
49	4 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち	③子どもから高齢者まで元気で暮らせる健康づくり	<b>2 食を通じた健康づくりの促進</b> 生涯にわたって健全な心身を培うため、栄養バランスのとれた正しい食生活の知識や実践方法の普及・啓発を行います。 また、食生活の基礎ができる小中学生に対して、学校給食を通じて正しい食習慣やバランスの取れた食事の大切さを知らせるとともに、その知識や経験を家庭へと波及させることにより保護者にもその重要性を啓発します。一方、地元食材をできる限り活用するため食材供給・調達制度を工夫するなど、地域で収穫された安全で安心な食材にふれる機会を積極的に提供していきます。 さらに、「早ね・早起き・朝ごはん」運動や高齢者への食の教室などを通じた食育事業を充実させるとともに、あらゆる世代が正しい食生活を実践できるよう、事業所や給食施設などに対し、喫食者への正しい食生活の啓発や健康に配慮したメニューの提供を奨励するなど、食を通じた健康づくりを促進します。	6	(1)食習慣普及・啓発事業 ・食育推進事業(ポスター、食育教室等) ・事業所と連携した野菜摂取向上・地元食材活用促進及び給食施設への働きかけ ・出前講座 ・食に関する情報発信 (2)健康づくり市民協働事業(健康ボランティア養成及び地域の自主的な健康づくり活動の推進) (3)妊娠期からの正しい食習慣普及 ・乳幼児食教室、育児相談、電話相談、訪問指導 ・地域の子育てサロン、園のあそぼう会等を通じた食に関する相談・指導 ・子育てアプリ「よかプリコ」、HPを活用した妊娠中や乳幼児の食に関する情報発信 (4)みえ地物一番給食の日、四日市ふるさと給食の日を中心とした地場産物の使用 (5)給食時間、関連教科、特別活動等における地場産物の紹介 (6)給食を教材としたバランスの取れた食事のとり方、望ましい食習慣の学習 (7)健全な食生活等について、児童・生徒への指導や家庭への啓発(給食だより等) (8)地産地消推進事業 (9)ふるさとの食推進事業 (10)保健所関連施設整備事業 (11)子どもの生活リズム向上事業 ・生活リズム向上実行委員会・研修会の実施 ・子どもの生活リズム向上事業の学校・園への委託 ・出前講座の実施(4校園・2地域) ・幼児の生活状況調査の実施(幼・保・こども園の3～5歳児対象) ・「早ね・早起き・朝ごはん」チラシの配付(小1対象) (12)3歳半健診時のミニ啓発講座(年間36回)	(1)子ども達への普及・啓発の場の充実・拡大 ○指導者への野菜の適量摂取の正しい知識普及による各園・校からの児童・生徒・保護者への指導強化 ○事業所、給食施設における正しい食生活の知識や実践方法の習得 (3)乳幼児期からの望ましい食習慣の普及 (4)学校給食の地場産物の使用品目の増加(22年度:11品目⇒29年度:22品目) (5)給食を通じ、ふるさと四日市の自然、環境、食文化、産業、生産者、生産過程について理解を深める機会の提供 (6)子どもたちが自らの「食」を判断し、選択する実践力の向上 (8)(9)○小学校給食における地元食材の利用拡大を進める連携体制の確立 ○生産者と児童・調理員との交流機会の創出 (10)食品衛生検査所(食肉検査部門)建屋新設による食肉の安全確保に向けた検査体制の確保	(1)(2)野菜摂取量の目標達成に向けた正しい知識や実践方法の普及・啓発 (3)インターネット等の情報が氾濫する中で、家庭訪問や電話相談等を通じた、対象者に合わせた個への支援 (4)中学校における食缶方式の全員給食導入にあたり、積極的な地場産物の使用を検討 (4)～(7)生涯にわたる望ましい食生活形成のための小中9年間を見通した食の指導展開 (8)(9)学校給食における食材使用量を増やすための、出荷量調整など生産者の連携体制の確立	◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	3	3			5	1	370

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
50	4 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち	③子どもから高齢者まで元気で暮らせる健康づくり	<b>3 心の健康づくり支援体制の充実</b> 精神疾患を持っている市民が早期に受診行動がとれるよう市の相談体制の充実、支援を図ります。また、若年者の精神疾患予防については、健康部門と教育部門の連携を図るほか、医療機関等による早期支援の体制を整えます。さらに、自殺予防も視野に入れた市民のこころの健康の保持・増進を図るため、こころの健康講座等を開催することで正しい知識の普及啓発を行います。	5	(1)障害者医療費助成 (2)こころの健康づくり支援事業 ・相談体制の充実 ・普及啓発(広報、講演会、こころの健康講座、出前講座) ・自殺対策連絡会議の開催 ・「四日市アルコールと健康を考えるネットワーク」への参加 ・メンタルパートナー研修 (3)YESnet(四日市早期支援ネットワーク) ・思春期相談 ・授業・研修会(児童生徒や教職員対象) ・子どもの心のサポートの事例検討会	(1)手帳1級・2級所持者の通院医療費自己負担分、1級の入院医療費自己負担分を助成対象としたことによる、必要な医療を受ける機会の保障、経済的負担軽減 (2)こころの相談件数の増加 (3) ○YESnetスタッフ会議での相談(年間50件超)、事例検討会の定着 ○YESnet出前授業が中学校から小学校へ広がったことによる、心の健康について子どもが学ぶ機会の拡充、生徒の精神保健リテラシーの向上 ○精神保健・精神疾患等に対する教職員の理解促進、対応能力向上 ○YESnet関係機関の連携・協力関係の強化	(1) ○1級入院分、2級通院分の助成(市単独事業)財源の確保 ○更なる助成対象者拡大要望を受け、障害者施策推進協議会等における障害者福祉施策全般の議論の中で、医療費助成のあり方を検討 (2)こころの相談内容の複雑化による相談時間の長期化、関係機関との連携による継続的な相談の実施 (3) ○YESnet実施校において成果を上げている事業の啓発、実施校の増加 ○自殺予防のための産業保健分野や高齢者に対する取組の検討 ○救急医療機関、精神科病院と連携した自殺未遂者支援	4	1					5			384

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号		
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了			
51	4 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち	④自分らしく暮らせるまちづくり	<p><b>1 人権教育・啓発推進プログラムに基づく取り組み</b></p> <p>すべての人が自分らしい生き方のできる社会を実現するため、人権センターおよび人権プラザを拠点とし、各地区で同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人市民などのあらゆる人権課題に関する正しい知識の普及と人権意識の高揚を目的とした人権啓発活動を展開するとともに、具体的な課題解決につながるよう相談体制の充実を図ります。</p> <p>現在、各地区で組織されている人権・同和教育推進協議会の活動をより拡大・発展させるため、リーダー的存在の人材育成を図るシステムを構築するとともに、人権課題ごとに、また対象者に応じて人権教育・啓発をすることのできるプログラムを用意し、協議会の自主・自立の活動を支援していきます。</p>	5	<p>(1)人権相談体制強化事業</p> <p>(2)人権教育リーダー育成事業</p> <p>(3)四日市人権・同和教育研究会事業費補助金</p> <p>(4)市民啓発(外国人市民の人権課題) (じんけんフェスタ、広報よっかいち等)</p> <p>(5)人権教育・啓発推進事業 ・人権フェスタ(人権のひろば展) ・全国規模の人権学習会に参加する市民の支援 ・人権学習リーフレット・冊子作成</p> <p>(6)人権啓発リーダー養成事業 ・よっかいち人権大学あすてっふの開催 ・よっかいち人権大学ステップアップ講座の開催</p>	<p>(1)人権相談員の相談業務における精神的負担軽減、資質向上</p> <p>(2)学校人権教育推進人材バンク登録者の増加による各学校における人権教育、子ども人権フォーラムの充実</p> <p>(3) ○四同研の定期総会、研究大会等の活動を通じた参加者の意識の高まり</p> <p>(5) ○地域における人権・同和教育の推進 ○人権課題別、対象者別の体系的に理解を深める教材作成と効果的な活用</p> <p>(6)人権教育・啓発活動のリーダー育成</p>	<p>(1)相談員個別の課題を捉えた研修の企画、講師選定</p> <p>(2) ○学校人権教育推進人材バンク登録者の高齢化 ○効果的な人権問題学習のための指導案作成、授業実践のスキルアップ</p> <p>(3) ○四同研の記念講演の内容、分科会のあり方の検討 ○四同研が市の人権・同和教育推進の中心を担っていくための支援</p> <p>(4) ○外国人市民の増加、多国籍化による状況、ニーズ把握 ○Web、SNS等での情報発信強化</p> <p>(5) ○人権フェスタへの参加者増 ○市民人権意識調査の結果の事業への反映検討 ○市民人権学習支援事業補助利用者の研修結果の地域還元、人権センター事業への参加</p> <p>(6) ○あすてっふ、ステップアップ講座修了生を講師とする企画の人材不足 ○生涯学習的要素も意識した講座企画の検討</p>	◎	○	△	—							394

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	
52	4 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち	④自分らしく暮らせるまちづくり	<b>2 就労・教育環境等の整備</b> 就労困難者等に対する支援は重要であり、就職に有利となる資格取得の支援を行うとともに、将来に向け、子どもたちが人間関係を形成する力や自己の将来を設計する力などを身につけられるよう取り組んでいきます。 また、人権活動拠点の整備を進めるほか、交流拠点機能の強化を図ります。	5	(1)人権プラザ就業支援事業 (2)キャリア教育の推進 ・発達段階に応じたキャリア教育の取組 ・体験活動の充実 ・行事や部活動を通じた取組 (3)特別支援教育推進協議会の開催 (4)子ども人権文化創造事業 (5)自己実現支援事業 (6)学校支援地域本部推進事業 (7)人権活動拠点施設整備事業	(1)「MOS」Excel2013対策講座など、地域ニーズに応じた講座の開催による就業支援 (2)各校・園が計画作成し、系統的・計画的なキャリア教育推進 ○体験活動を通じた学ぶこと、働くことの意義の理解促進、主体的な進路選択 ○特別支援教育対象の子どもたちの将来についての情報交換、検討 (3)協議会の情報を、担当研修会を通じ学校現場に伝え、学校における進路指導、キャリア教育へ活用 (4)子ども達相互のつながり、学習意欲と自尊心の高まり (5)子どもたちの具体的な将来の目標設定に寄与 (6)子どもたちの居場所としての安心感醸成、学習習慣の定着、学習意欲の向上 (7)誰もが利用しやすい人権活動拠点の整備	(1) ○就労につながるだけでなく、就業者のスキルアップにもつながる講座の検討 ○地域のニーズ把握、適切な周知方法の検討 (2) ○新学習指導要領の目指す方向性を実現する、キャリアの視点を持った教育活動 (4)～(6)活動に参加できない子どもの支援 (6) ○子どもの教育に熱意や理解のある方に参加してもらえるような地域の雰囲気醸成 ○各地域の状況把握、コミュニティスクールとの整合	1	4				5			404
53			<b>3 バリアフリーに向けたきめ細かい対応</b> 障害者や高齢者、子育て世代などにとって快適に生活できるまちを実現するため、既存の公共施設や道路、公園、建築物などにおいて、バリアフリー化に取り組むべき箇所のリストアップと優先的に着手すべき箇所についての整理を行います。その上で、例えば、車いすの通行に支障の生じる小さな段差やバス停における乗り込み困難な場所などについて、交通事業者などとも連携しながら、小さな箇所であってもできることからバリアフリー化することで、きめ細かな対応を実現します。 また、新たに施設整備や大規模な施設改修などを実施する際には、事前に障害者団体などから意見聴取できるシステムづくりを行い、その実施について民間事業者などにも働きかけながら、ユニバーサルデザインのまちづくりを実現します。	8	(1)各施設、道路、公園等におけるバリアフリー対応工事の実施 (2)三重県「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく、所管施設における整備基準の適否等の確認、バリアフリー化に係る情報共有(点字ブロック敷設状況の点検等)	(1)各公共施設(学校、文化会館等)、道路、公園、四日市あすなろう鉄道駅前広場整備(西日野駅、内部駅)等において、バリアフリー化の視点を取り入れた工事を実施 (2)県条例の趣旨を踏まえるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領」における所要の対応を講じるための施設管理部局との連携が図られた	(1)各公共施設等における未対応箇所の対応検討 (2)障害者差別解消法等の施行による、合理的な配慮の提供を念頭とした環境整備	1	7				8		414	

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	
54	4 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち	④自分らしく暮らせるまちづくり	<b>4 虐待・暴力の防止に向けた取り組み</b> 子どもや高齢者への虐待、DVなど、さまざまな精神的・身体的虐待や暴力を防止するため、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」などの取り組みのほか、子ども虐待防止とDV防止を目的にしたネットワーク会議の一体的運用や若い世代に向けてのDV予防啓発、その他高齢者見守りネットワークによる見守りなど、早期発見・早期対応につながる取り組みを強化します。 また、DV被害者等への支援を充実させるため、男女共同参画センターの相談体制の充実とともに、将来的に配偶者暴力相談支援センターの役割を担うことも視野に入れて機能の強化を図ります。	3	(1)産婦健康診査事業および訪問型産後ケア事業 (2)こんにちは赤ちゃん訪問事業 (3)児童虐待防止対策事業 ・関係機関との連携強化によるネットワーク機能の充実(四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議) ・児童虐待防止に関する啓発の推進 ・子育て中の親支援プログラム講座の実施 ・養育支援訪問事業の展開 (4)高齢者虐待防止事業 ・啓発、研修の実施 ・高齢者みまもりネットワーク会議 ・民間事業所との見守り協定締結 (5)DV防止対策事業 ・意識調査の実施 ・スーパービジョン研修の実施 ・DV予防啓発冊子作成 ・弁護士、臨床心理士による相談支援 ・デートDV予防教育指導者養成講座、出前講座、指導者養成講座のフォローアップ研修	(1)産婦健康診査事業における産科診療所との連携確保 (2)健診から産後ケアの一連の流れの中で、要支援ケースの早期把握による、産後専門的支援体制の強化 (3)ネットワーク機能強化による家庭児童相談室の虐待相談対応件数の増加 (4)関係機関の連携強化、見守り協力機関の増加による早期発見・早期対応体制の強化 (5)DVについて、支援体制、相談体制の充実、相談員の資質向上	(1)(2)日中の生活実態の把握が非常に困難な家庭の情報収集、相談体制の構築 (3) ○増加する児童虐待相談に対し、事案対応のための専門性を高め、効率的な相談体制の整備 ○児童虐待未然防止のための施策の充実 (5) ○相談員の世代交代、スーパーバイザーの後任など体制変化による相談体制の継続 ○デートDV予防教育出前講座の全校実施	◎	○	△	—	1	2			428

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号		
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了			
55	5 心豊かな よっかいち人” を育むまち	①自ら学ぶ力と豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成	<p><b>1 段差のない保幼小中の一貫教育の推進</b></p> <p>小学校入学時及び中学校進学時における環境変化により児童・生徒が学校不適應等を起こす問題(小1プロブレムや中1ギャップ)に取り組む必要があります。学習のねらいを明確にした保育園・幼稚園・小中学校の一貫した教育計画を作成し、系統性・連続性のある教育を目指します。</p> <p>具体的には、保育園、幼稚園と小学校低学年との交流、中学校との連携による小学校高学年における教科担任制を進めます。また、就学前から義務教育終了までを見通し、発育・発達に応じたキャリア教育の推進、道徳・人権教育の充実、体力向上の取り組み等に努めます。</p> <p>さらに、児童・生徒が新しい学校生活に円滑に適應できる体制を整えるため、小中学校1年生30人学級等、少人数学級の拡充を図ります。なお、保育園と幼稚園の一体化については、保護者のニーズを見極めつつ、検討を進めます。</p>	7	<p>(1)保・幼・小中一貫教育推進事業</p> <p>(2) 公立幼稚園・保育園の5歳児と小学校1年生との交流活動</p> <p>(3) 学校英語教育充実事業</p> <p>(4) 四日市子ども科学セミナー、及び大学・企業・JAXAとの連携による情報発信事業</p> <p>(5) 体力向上の取り組み</p> <p>(6) 中学校ブロック人権文化創造事業</p> <p>(7) 少人数学級拡充事業</p> <p>(8) 認定子ども園整備事業</p>	<p>(1)中学校教員の小学校への乗り入れ授業実施。H29平均:25.1日。園児・児童・生徒の交流を全ての中学校区で実施。</p> <p>(2) 全ての公立幼稚園・保育園において実施</p> <p>(3) 英語指導員の増員・配置見直しを行い計17名の体制を構築。小学校における英語の教科化を見据え先行的に英語専科教員を12校で導入。</p> <p>(4) 夏季休業中に四日市子ども科学セミナーを実施(H29年度で6回目)。大学・企業・JAXAとの連携授業や教員研修を30回実施(H29)。</p> <p>(5) 「5分間運動」カードや「四日市版体育授業ガイドブック」を作成。</p> <p>(6) 全ての中学校ブロックで、子ども人権フォーラムを実施。</p> <p>(7) 小中学校1年生において、30人学級編制のための常勤講師を配置。</p> <p>(8) 認定子ども園設置数 2園(橋北、塩浜)、検討地区4地区(楠、神前、保々、高花平)</p>	<p>(1)平成32年度からの新学習指導要領実施に伴い、今後、学校段階間の接続がより求められる。</p> <p>(2) 園児が学校不適應を起こさないよう、継続して取組が必要</p> <p>(3) 児童が生徒の英語に触れる機会創出と英語専科教員の配置に関する措置とのバランスの検討が必要。</p> <p>(4) 大学、企業、JAXAとの連携による授業や研修会の実施校数のさらなる増加が課題。</p> <p>(5) 子どもたちの体力が上昇傾向にある一方、運動意欲向上を含めた体力向上の取り組みや教員の専門性向上が課題。</p> <p>(6) 中学校ブロック(学校)で取り組み状況に差がある。</p> <p>(7) 常勤講師数が減少しているため、人員の確保が課題。</p> <p>(8) 今後も、園児数の減少した園の適正な集団規模の維持が必要。</p>	◎	○	△	—	1	6	1	6			436



No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	
56	5 心豊かな よっかいち人” を育むまち	①自ら学ぶ力と豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成	<b>2 途切れのない指導・支援</b> 子どもの能力や可能性を最大限伸ばすためには、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習において適切な指導や支援を行う必要があります。とりわけ、特別な支援を必要とする子どもにおいては、より丁寧な指導や支援が必要です。そのために、「相談支援ファイル」を作成し、関係機関が連携・協働し、乳幼児期から中学校卒業後までを見通した相談・支援体制を強化します。また、自立し、社会参加するための基礎となる力を育成するにあたり、プロジェクトU-8事業や四日市早期支援ネットワーク(YESnet)の充実、中学校における通級指導教室を設置します。 一方、周りの子どもたちが支援の必要な子どもたちに対する理解を深める指導を行い、すべての子どもたちが「共に学び共に育つ教育」の推進に努めます。 さらに、不登校、いじめ等、問題行動の未然防止や早期発見・解決に向け、保・幼・小中学校が情報を共有し、連携して生徒指導を行う体制づくりを進めるとともに、専門的な知識や経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置する学校の拡充を進め、教育相談体制の充実を図ります。 なお、高校を中退する生徒が増えている中で、再度学業に就けるよう相談及び情報提供に努めます。	15	(1)相談支援ファイルを用いた支援 (2)小学校生活スタート支援事業 (3)サポートルーム事業 (4)園巡回発達相談事業 (5)CLMと個別の指導計画事業 (6)5歳児保護者アンケート事業 (7)放課後等デイサービス事業所向け研修会事業 (8)ハートサポーター(教育相談員)派遣 (9)プロジェクトU-8事業(四日市市発達障害等早期支援事業) (10)YESnet事業 (11)中学校における通級指導教室の設置 (12)校内特別支援教育体制の充実 (13)スクールカウンセラーの配置 (14)スクールソーシャルワーカーの派遣 (15)Q-U調査(学級満足度調査)の実施 (16)適応指導教室整備事業 (17)いじめ等対策事業 (18)保・幼・小中学校での情報共有 (19)青少年及びその保護者の悩み相談	(1)相談支援ファイル作成数H29:1444冊(H23:952冊) (2)就学相談充実のための事業をモデル校9校で実施。 (3)校内の特別支援教育指導及び支援充実のための事業をモデル校5校で実施。 (4)相談件数 210件 (5)実施園 23園 (6)2754人に実施、1934人から回収(回収率70%) (7)参加者 延170人(2回開催) (8)H29年度は5回(5園)派遣 (9)発達に課題のある子どもを対象に4つの教室を開設。不安のある保護者に対し月1回の親子教室を開催。 (10)相談件数年間50件以上、事例検討会年間7～8件実施 (11)H26年度に開設。通級者数H26:7人、H29:31人 (12)特別支援教育指導者養成研修を実施 (13)市内全小中学校(60校)に配置。相談者数 H25:1664人 H29:2332人 (14)各校の要請に応じて派遣するが、需要が高まっており、派遣時間数を拡充して対応。 (15)小4～中3対象に年間2回 (16)相談室・学習室の増室に向けてH31年度に改修を予定。 (17)教職員OBによる相談件数 H29:262件(いじめに関する相談42件)ポスター・リーフレットを活用した啓発を実施。いじめ問題対策調査委員会(年2回)、いじめ問題対策連絡協議会(年1回)を開催。 (18)中学校区単位で定期的に校園長会を開催。年度末に小学校教諭が各公立幼稚園・保育園を訪問し、入学前の児童についての聞き取りを実施。 (19)小・中学校OBの職員が面接及び電話相談を実施。相談件数 H29:37件(うち高校生の進級、転校、退学等に関する相談5件)	(1)(2)(3)支援を要する子どもや支援を希望する保護者の増加への対応が必要。 (4)(5)(6)(7)支援を必要とする子ども達に対し、引き続き相談・支援の充実が必要。 (8)引き続き児童の問題行動の解決と未然防止を図る。 (9)教室での成果を、園や学校現場の指導・支援に生かせるようさらなる連携が必要。 (10)活動成果の啓発により実施校の増加が必要。 (11)生徒や保護者のニーズに合うよう、教室の増設が必要 (12)研修を受けた教員が力を発揮できるよう、各学校の研修へのバックアップや推進役となる教員への支援が必要 (13)大規模校や相談の多い学校ではカウンセリング時間が不足しているため、配置日数等の検討が必要。 (14)社会福祉士・精神保健士等の資格が必要であり、人材確保が課題。また、多岐に渡る相談内容と、法的根拠が問われる事案に対応するため、スクールロイヤー(弁護士)を活用した事業について検討が必要。 (16)セラピストや指導員の増員及び継続的な通級につながる通級生への対応が必要。 (17)SNS等のネット上でのいじめへの対応について検討が必要。 (18)今後も継続して連携が必要。 (19)引き続き、三重県教育委員会と連携し、身近な相談窓口の設置や周知の検討が必要である。	◎	○	△	—	3	12			450

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
57	5 心豊かな よっかいち 人”を育む まち	①自ら学ぶ力 と豊かな心を持 ち、たくましく 生きる子ども の育成	<b>3 四日市版コミュニティスクールの推進</b> 豊富な知識・技術・経験等を持つ保護者・地域の住民・事業者等が授業等に参加することを通して教育内容を充実させたり、基本的生活習慣の確立など生活リズム向上において家庭と連携を強めたりするなど、学校・保護者・地域が一体となって子どもを育てていく取り組みを進めます。 このため、現在の「学校づくり協力者会議」を発展させて、保護者や地域の住民などが主体的に学校運営に参画し、その意見を迅速かつ的確に学校経営に反映させるとともに、四日市独自の特色ある教育を推進することができるよう「四日市版コミュニティスクール」の推進を図ります。	1	(1)四日市版コミュニティスクール推進事業	(1)四日市版コミュニティスクール指定校数H29:34校、H23:8校(H33年度には、市内全小中学校を指定予定)	(1)地域への情報発信及び持続可能な取り組みとなるように人材の発掘、育成が必要。		1					1			480
58			<b>4 新たな教育課題に対応するための実践的研究</b> 「段差のない教育」「途切れのない支援」「家庭・地域との協働」といった3つの視点で教育を進め、教育課題の解決を図るとともに、新たな教育施策を展開するための実践的な研究を進めていきます。また、新たに取り組む教育施策に対応するため、研究開発校を指定していきます。	2	(1)(仮称)大矢知中学校新設事業 (2)保・幼・小中一貫教育推進事業	(1)(仮称)大矢知中学校を新設し、研究開発校に指定していくとされていたが、当事業は、中断となった。 (2)各校区でキャリア教育年間計画を作成。中学校区教育実践研究推進校区を指定(H27～28:橋北・富田、H29～30:笹川)	(1)なし (2)「スタートカリキュラム四日市版」の活用によるキャリア教育の推進、地域や家庭とともに支え育む体制の構築が必要。		1		1			1		1	

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了	
59	5 心豊かな よっかいち 人を育むまち	①自ら学ぶ力と豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成	<b>5 教育環境の確保・充実</b>  児童生徒数の動向を踏まえながら、昭和30年代校舎などの計画的な改築並びに地域における課題に対応する学校の新設を行います。また、他の校舎についても、計画的修繕により長寿命化を図り、ニーズにあった新たな機能や適切な維持管理による教育施設環境の確保に努めます。一方、本市の「学校適正規模等に関する基本的な考え方」に基づき、一定の学習集団を確保し、教育効果を高めるため、統廃合を含めた学校や幼稚園の規模等の適正化を進めます。 子どもの読書活動を推進するため、図書館司書の充実など学校における読書環境の向上を図ります。 多文化共生社会に対応する教育を推進するために、初期適応指導教室「いずみ」及び在籍校へ適応指導員を派遣する「移動いずみ教室」を拡充するとともに、中学校において、進学や就労への支援を一層図るため指導員を拡充します。また、日常の学校生活や学習において日本人と外国人の子どもたちが互いに認めあい、高め合うことができる取り組みを推進します。	10	(1)(仮称)大矢知中学校新設事業 (2)教育環境課題調査検討事業 (3)大矢知興譲小学校改築事業・大規模改修事業(朝明中学校分) (4)校舎改築事業 (5)大規模改修事業 (6)武道場建設事業 (7)小中学校バリアフリー化整備事業 (8)小規模施設耐震補強事業 (9)給食室改修事業 (10)中学校給食基本構想・基本計画策定事業 (11)ICT活用による学習環境整備事業 (12)学校業務サポート事業 (13)普通教室空調設備整備事業 (14)空調設備整備事業学校 (15)図書館いきいき推進事業 (16)多文化共生教育推進事業 (17)人権教育カリキュラム(年間指導計画)作成に対する取り組み(小中学校・こども園・幼稚園)	(1)周辺中学校に与える影響の大きさや少子化の中で新たに学校を増やすこと等の理由で予算が否決され、事業は中断となった。 (2)大矢知地区及び朝明中学校区の教育課題を再整理し、朝明中学校の移転建替を位置づけたが、その後移転建替を中止した。 (3)大矢知興譲小学校及び朝明中学校の施設課題を別々に解決するとの方針に伴い、それぞれの施設改善を進めている。 (4)河原田小、富田中、笹川中、海蔵小(設計) (5)神前小、三重小、日永小、橋北小、小山田小、羽津小、水沢小、塩浜中、富洲原小、大池中、保々中、四郷小、大池中、泊山小(設計) (6)西笹川中、楠中、笹川中 (7)高花平小、楠中 (8)四郷小(給食室)、富田中(技術室) (9)神前小、中央小、浜田小、楠小、橋北小、大矢知興譲小、笹川東小、三重北小、中部西小(設計) (10)H30年度に策定予定。 (11)H21年度に電子黒板等を導入し、H29年度以降順次修繕と入替を実施。H31～32年度に小中学校の普通教室等にタブレット端末導入予定。 (12)モデル校に「学校業務アシスタント」(小学校3・中学校3)及び「部活動協力員」(中学校3)を配置。H31年度から全校で「校務支援システム」を導入予定。 (13)H31年度整備工事、H32年度供用開始予定 (14)H26図書室、H27視聴覚室、H28音楽室で供用。 (15)全小中学校へ週1回以上司書を派遣。児童・生徒の一人当たりの図書貸出し冊数 小学校H23:32.8冊、H29:42.2冊、中学校H23:6.8冊、H29:9.1冊 (16)初期適応指導教室「いずみ」で個に合わせた「特別の教育課程」を編成。日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍校には適応指導員等を配置。(H29配置率:91%) (17)外国人の人権にかかわる問題等についても、解決に向けた取り組みを計画に位置づけている。	(1)(2)なし (3)大矢知興譲小学校では、H34年度に普通教室数の不足が予想されることから速やかな事業推進が必要である。事業推進に当たっては、保護者に対して適切に情報提供及び意見交換を行っていくとともに、地域との協議の場の実現に向けて、働きかけを続けていく。 (4)(5)(6)(7)(8)(9)(13)(14)昭和50年代校舎は棟数が多いため、慎重な改修計画立案が必要。 (10)なし (11)ICTを活用した新たな指導法などの調査・研究、老朽化した機器の維持・入替が課題。 教職員の多忙化を解消するため、事務作業に係る時間の縮減が必要。 (12)休日の学校外での大会等への引率や見守りのニーズも高いが、現状では部活動協力員の業務外。 (15)新学習指導要領が目指す、「主体的・対話的で深い学び」の実現には学校図書館の機能向上が必要。 (16)適応指導員配置率の維持、初期指導と各教科の学習の間をつなぐ指導の研究が今後の課題。 (17)学校・園毎にカリキュラムの内容に差がある。	3	6	1	1	9				486

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号		
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了			
60	5 心豊かな“よっかいち人”を育むまち	②四日市ならではの文化の情報発信と活動の場づくり	<b>1 四日市ならではの文化の情報発信の戦略づくり</b>  四日市の文化を市内外に継続的に発信するため、本市の持つ豊富な文化財・文化資源について、市民、市民活動団体、事業者など多様な主体の参加と協働・連携のもと、市民誰もが再認識し、共有できるシステムづくりを進めます。 その上で効果的な情報発信の仕組みを、観光や産業など他分野と連携する形で構築し、市内外へ向け、市民や事業者と協働してプロモーション活動を推進するとともに、さらに博物館などの展示にも積極的に反映させていきます。 また、国指定史跡久留倍官衙遺跡については、小中学生の積極的な参加や学習の場となるよう整備を進めるとともに、訪れた人々が歴史を体験し学習できるよう、保存・整備します。あわせて、四日市ゆかりの歴史をたどるコース設定など、他の歴史・文化施設や関連する史跡とのネットワークを形成し情報発信力を高めまします。	5	(1)地域の文化遺産の保存・継承支援事業 (2)ユネスコ無形文化遺産登録記念事業 (3)ユネスコ無形文化遺産普及促進事業 (4)博物館リニューアル事業 (5)四日市音楽コンクール開催事業 (6)音楽等情報ステーション推進事業 (7)久留倍官衙遺跡整備事業	(1)担い手の育成事業や、用具類の新調・修繕と保管施設の改修等にかかる支援を実施。 (2)(3)H28.12月に登録された「鳥出神社の鯨船行事」について、見学と体験ツアー、シンポジウムを実施。併せてホームページやポスター・パンフレット等で情報を発信。H29年度～31年度に継承のためのマニュアル作成。 (4)常設展示及びプラネタリウムの改修を実施し、四日市公害と環境未来館とともにリニューアルオープン(H27.3.21) (5)H29年度までに6回を開催し、全国35都道府県より、のべ363組の応募。 (6)文化情報スポット受付数 H29.4月～H30.3月:231件 音楽情報ステーションHPアクセス数 H29.4月～H30.3月:10291件 (7)基盤整備や正殿跡などの遺構表示の整備、ガイダンス施設や駐車場の整備を実施(H31年度に史跡公園整備完了予定) 授業での活用案の作成や、ホームページでの情報発信を実施。	(1)各保存継承団体が必要とする支援について、定期的に検証が必要。 (2)(3)行事の担い手を確保し、継承していくために、市民全体の祭りとして、保存・活用していける取り組みが必要。 (4)来館者の満足度を更に高められるような展示やプラネタリウム投映番組の内容の充実及び未改修部分の計画的な改修・更新が必要。 (5)(6)より効果的な情報発信のため、音楽による文化の魅力発信にかかる複数の事業への一体的な取り組みが必要。 (7)公園への来場者が絶えないよう、魅力を維持しつづけていく必要がある。	1	4					3			2	506
61			<b>2 文化活動の場づくり</b>  文化会館などの既存施設を補完し、芸術・文化活動における練習機能の充実につながるよう、遊休化する公共施設(学校施設)を有効活用した、新たな芸術、文化活動の場を整備していきます。 また、身近な文化活動の場については、市民の多様で活発な活動がますますさかんになるよう、民間の文化施設を活用するにあたっての支援策をより充実させるとともに、中心市街地をはじめとして、市民や民間事業者の協力による「文化の駅」の設置など、活動の場づくりを推進します。	3	(1)芸術文化活動の場づくり事業(三浜文化会館整備事業) (2)文化会館大規模改修事業 (3)四日市JAZZフェスティバル支援事業 (4)文化の駅関連事業	(1)芸術文化活動の練習・発表の場として旧三浜小学校を三浜文化会館として整備(H28.12.1に開館) (2)H28年度に実施設計、H29年度に工事着手。(H31.9月完了予定) (3)H24年度から実施。全国から出演応募があり、28年度までは二日間の開催で毎年2万人以上を動員(H29年度は台風により一部中止) (4)カラオケ教室や貸館等で年間7,000人前後の利用。	(1)魅力ある自主事業を行い、親しまれる場にする必要がある。 (2)アセットマネジメント計画対象外の設備(照明等)を含めた施設全体での計画的な改修が必要。 (3)より効果的な情報発信のため、音楽による文化の魅力発信にかかる複数の事業への一体的な取り組みが必要。 (4)利用者の固定化など、幅広い利用に繋がらず、日常的・定期的な芸術文化活動が活発に行われる場とならなかったため、H27年度で終了。									2	1	2

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号		
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了			
62	5 心豊かな よっかいち人 を育むまち	②四日市ならではの文化の情報発信と活動の場づくり	3 若者と地域の交流「若者文化ステーション」の展開  中心市街地において空き店舗などを活用し、産業都市四日市ならではの取り組みとして、実業系高校などの生徒を中心に、文化・社会活動等の発表の場となる「若者文化ステーション」を創出し、「すわ公園交流館」との連携も十分図っていきます。	1	(1)中心市街地再生事業	(1)じばさん三重での高校生と市内菓子店とのコラボ商品販売会、中心市街地商店街での商店街イメージアップ活動(スタンプラリーイベント、商連HPリニューアル等)を実施	(1)部活動で時間に制限があり、「産業教育フェア」へも参加するため、常態的な課題発表の場へのニーズについては再考が必要。中心市街地では規模や賃料の面で当該事業に適当な空き店舗が不足。				1				1		522	
63			③スポーツを通じた元気なまちづくりの推進	1 市内外に情報発信できるような、スポーツイベントの実施及び誘致  市民がスポーツを通して、「元気な四日市」を実感できるよう、例えば、トップアスリートによる各種スポーツ教室の実施、プロやアマチュアスポーツの公式戦誘致、市民との協働により楽しみながら実施できるスポーツ大会など、市内外に情報発信できる魅力的な事業を実施します。また、生涯を通じ高齢スポーツが楽しめるよう、若い世代も含めた大会やイベントなどを実施します。	3	(1)スポーツイベント実施事業 (2)スポーツ活動推進事業 (3)東京オリンピックキャンプ地等誘致事業	(1)(2)トップアスリート参加による各種教室、シティロードレース、ウォーキング大会、ロゲイニング大会、市民スポーツフェスタ、ボールゲームフェスタ等の開催 (3)カナダ体操協会と協定を締結し、カナダを相手国としたホストタウン登録	(1)(2)整備の完了した施設を活用した大会誘致やシティセールスが求められる一方、市民大会の開催への配慮も必要。また、市内スポーツ少年団の団員数が減少しており、若年世代がスポーツを楽しむきっかけの創出が必要。 (3)ホストタウン事業としてカナダとの交流を行うとともに事前キャンプの準備を進める。	1		2				1	2		524
64				2 地域ニーズにあったスポーツの振興  地域スポーツを推進するため、総合型地域スポーツクラブについては、複数地区にまたがる広域化を視野に入れ、学校施設等の活用可能性をより一層高めていきます。また、自主自立の事業運営ができるようさまざまな支援に努めます。	1	(1)統合型スポーツクラブ推進事業 (2)スポーツ活動推進事業	(1)設立5年目までの総合型地域スポーツクラブへ補助を実施 (2)総合型スポーツクラブ自主事業、ウォーキング大会(総合型スポーツクラブへの委託)、総合型スポーツクラブ合同イベントの実施	(1)(2)担い手不足などにより、H22年度以降団体数が増えていない(現在は6団体)。クラブの設立促進や広域化に向けて、支援策やインセンティブ等の検討が必要。								1		

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号						
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了							
65	5 心豊かな よっかいち人” を育むまち	③スポーツを通じた元気なまちづくりの推進	<p><b>3 効率的・効果的な施設整備</b></p> <p>平成30年代前半には、国民体育大会三重大会を招致しようという動きがあり、それに先立つ数年前までには、本市における開催種目の決定も必要となってきます。このようなことも踏まえ、スポーツ施設のうち、霞ヶ浦第一野球場について、市民やスポーツ関係者のニーズへの対応も含め、電光掲示板の導入などの機能向上を図ります。</p> <p>また、テニスコート及び屋外プールについては、現施設の利用状況並びに老朽度合いを総合的に勘案した上で、整備を推進します。その他の既存のスポーツ施設のうち、特に中央緑地体育館については、国民体育大会に備え、県による施設整備も視野に入れ戦略的な整備に向けて調査・検討を進めます。</p> <p>さらに、市民に広く活用してもらえるスポーツ広場の整備について、調査研究を進めます。</p>	5	<p>(1)霞ヶ浦第1野球場改修工事</p> <p>(2)スポーツ施設整備事業</p> <p>(3)国体競技施設整備事業</p> <p>(4)国体競技施設備品整備事業</p> <p>(5)中央緑地陸上競技場整備事業</p> <p>(6)霞ヶ浦運動施設整備事業</p> <p>(7)四日市ドーム整備事業</p> <p>(8)スポーツ広場の整備</p>	<p>(1)霞ヶ浦第1野球場スコアボード改修(H23)、霞ヶ浦第1野球場外野拡張(H25)</p> <p>(2)三滝テニスコート改修(H24)、霞ヶ浦プール改修・備品購入(H25)、中央緑地陸上競技場照明設備設置工事(H25)</p> <p>(2)(3)霞ヶ浦テニスコート供用開始(H30.5.25)、中央緑地フットボール場全面供用開始(H30.7.1)、中央緑地新体育館の整備着工(H32.5月供用開始予定)、霞ヶ浦緑地新野球場の設計実施(H30～32年度整備)</p> <p>(4)新体育館競技用備品(一部)及び中央緑地フットボール場備品整備(H29)、霞ヶ浦テニスコート備品整備(H30)、新体育館競技用備品整備(H31)、霞ヶ浦緑地新野球場備品整備(H32)</p> <p>(5)中央緑地陸上競技場改修工事設計(H29)</p> <p>(6)霞ヶ浦プール改修設計(H29)、霞ヶ浦第2野球場バックスクリーン及び掲揚ポール改修工事に伴う地質設計調査(H29)</p> <p>(7)H31年度に設備更新・改修の設計を実施予定</p> <p>(8)委託先の要望及び現場確認の際に必要と判断した修繕・整備を実施。</p>	<p>(1)(6)第1・2野球場が天然芝であり、維持に手間がかかるため、人工芝化への検討が必要。</p> <p>(2)(6)既存施設の多くは、昭和40年代に整備され、経年劣化が著しい状況。荒天に伴う利用者及び来場者への安全確保が不十分な施設には避難テント設置などの検討が必要。</p> <p>(2)(3)(4)H33年度の三重とわか国体が滞りなく開催できるよう、継続して整備を進める。</p> <p>(5)音響設備の改修、備品収納倉庫、無線LANの設置など、今後も大規模大会が開催可能な環境整備の継続が必要遊休地等の活用方法等、新たなスポーツ広場の整備について検討する。</p> <p>(7)なし</p> <p>(8)遊休地等の活用方法等、新たなスポーツ広場の整備について検討。</p>	◎	○	△	—					4	1			5		532

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
66	5 心豊かな“よっかいち人”を育むまち	④コミュニティの維持・充実と生涯学習の推進	<b>1 自治会の維持・拡充と市民活動団体の育成</b> 自治会を維持・拡充していくため、新たな担い手の育成や活性化のための支援策を推進するとともに、自治会は市民にもっとも身近なコミュニティとして市民生活を支えていることを、市民に対して十分啓発するとともに、自治会加入促進に向けた支援をします。 また、NPO・ボランティアなどの市民活動団体を育成するため、市民によるさまざまな活動に対して、行政の各部局がより一層積極的に関わっていきます。さらに、これらの団体の活動を市民に周知するため、情報発信機能を高めていきます。そういった取り組みにより市民活動を活発化し、市民力や地域力の向上につなげていきます。	2	(1)自治会加入促進に向けた支援 (2)市民協働情報のプラットフォーム化	(1)H29自治会加入率 85.4% (全世帯数: 125,032世帯) H23自治会加入率 83.9% (全世帯数: 121,041世帯) (2)平成29年3月より、市民活動団体のためのポータルサイト「ツナガル市民協働」の運用を開始	(1)「四日市市市民協働促進計画」では、H32年度自治会加入率90%以上が目標のため、加入率向上に資する政策が必要 (2)アクセス数の増加、ボランティアやイベント情報の多様化、市民協働に関わる先行事例紹介の充実が必要		2					2			542
67			<b>2 多文化共生のまちづくり</b> 外国人市民も共に地域の構成員としてまちづくりに参画していけるよう、多言語での情報提供、日本語や日本の生活文化習得の支援に努めるとともに、地域の日本人と外国人の相互理解が深まるような交流の機会を提供していきます。特に、外国人市民が住民の約20%を占めている笹川地区においては、多文化共生推進モデル地区として、外国人市民の地域活動への参画を促進するとともに、日本人と外国人の相互交流の拠点やさらなる日本語教育の場を充実するため、既存の公共施設などの有効活用を検討します。	1	(1)多文化共生推進事業	(1)日本語教室の学習者及び学習支援者数 H29: 906人(H23: 600人) 交流事業参加者数 H29: 3,636人(H23: 2,793人)	(1)多文化共生モデル地区以外に居住する外国人市民の孤立を防ぐ取り組みが必要。笹川地区における多文化共生推進の拠点施設整備について具体的な検討が必要。		1					1			546

現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
68	5 心豊かな“よっかいち人”を育むまち	④コミュニティの維持・充実と生涯学習の推進	<p><b>3 地区市民センターの充実と生涯学習機会の充実</b></p> <p>地区市民センターの窓口業務については、相談機能の充実を図るとともに、諸証明にかかる信頼性の確保並びに効率性向上の観点から、継続して改善を図っていきます。なお、土・日・休日、夜間の利用が可能な窓口サービスについては、市民の観点からさまざまな検討をしていきます。</p> <p>また、地域住民が主体となった地域社会づくりを進めていけるよう、地域での人材発掘・育成やさまざまな地域情報の収集機能を高めるとともに、住民と行政との役割分担を明確にした上で、「地域社会づくり総合事業費補助金」など、既存制度の改良を図ります。</p> <p>さらに、生涯学習については、若者も含め市民のニーズにあった事業を展開する必要があり、市民大学のようにNPO、市民活動団体等さまざまな主体が積極的に役割を担える仕組みを作っていきます。また、地区市民センターにおいては、あさけプラザ、なやプラザ等市内各施設で開催されている各種事業の情報などを一元的に集約し、発信する機能を強化していきます。</p> <p>なお、施設面では、子どもや高齢者、障害のある人などさまざまな利用者の利便性を高めるため、バリアフリー化等に努めます。</p>	5	<p>(1)窓口サービスセンター調査研究事業</p> <p>(2)証明書のコンビニ交付事業</p> <p>(3)地域社会づくり総合事業費補助金の交付、積算根拠の見直し</p> <p>(4)生涯学習関連事業</p> <p>(5)地区市民センターの情報発信力強化</p> <p>(6)地区市民センターバリアフリー化事業</p>	<p>(1)H23・H24年度に基礎調査を行ったが中止となった。</p> <p>(2)平成31年2月から証明書のコンビニ交付を開始予定</p> <p>(3)交付対象となる事業の件数 H29:333件(H23:318件)</p> <p>(4)地区市民センターでの生涯学習事業開催数・参加者数 H29:500回、14,300人</p> <p>(5)毎月2回、地区だよりを発行</p> <p>(6)和室を改修し、15地区でバリアフリー化を実施(H31に全地区の改修完了予定)</p>	<p>(1)なし</p> <p>(2)マイナンバーカードの交付率が低いため、全庁的な利活用の検討が必要。</p> <p>(3)各地区が行う事業の固定化。地域活動費を活用した事業を自主事業へ移行する際の、地域の経費負担軽減。団体事務局運用経費の増高。</p> <p>(4)地域事情に即した事業や、コミュニティのさらなる活性化に資する事業の実施について検討が必要。</p> <p>(5)HPやSNSの活用等、効果的かつ時流に即した発信方法の研究が必要</p> <p>(6)多目的トイレ改修の検討が必要</p>	1	3	1				4	1		548



現総合計画〔2011～2020年度〕 69の重点的施策 一覧表

No.	基本目標	基本的政策	重点的施策	施策の内訳数	主な事業・取組	成果	課題	総合評価				今後の方向性				ページ番号	
								◎	○	△	—	拡大	継続	縮小	完了		
69	5 心豊かな よっかいち人 を育むまち	④コミュニティの維持・充実と生涯学習の推進	<p><b>4 市民ニーズに合わせた図書館づくり</b></p> <p>市立図書館、あさけプラザ図書館、楠公民館図書室の3館について、図書館本来の資料・情報の提供機能を充実しつつ、それぞれの図書館の特性や周辺の環境にあわせて、機能強化を図ります。例えば、あさけプラザ図書館や楠公民館図書室は、本で学んだことを実践できる場（調理施設、美術室や陶芸室など）が施設内外にあることから、これらを活用し特徴的な図書館にしていくなど3館の役割分担を行います。</p> <p>市立図書館については、市民ニーズを踏まえ、閲覧・展示スペースの拡充やバリアフリー化・館内利用者動線などの優先的課題の解決を図り、快適な読書環境を整備していきます。その後、今までの調査検討を踏まえた上で、情報化の進展などを十分に見定めるとともに、公共施設の跡地活用なども視野に入れ、具体的な立地場所の選定ののち新図書館に関する整備構想を策定します。</p> <p>なお、広域行政の観点から菰野町・朝日町・川越町等の図書館も含めた広域ネットワークを強くPRし、利用を促進します。</p>	6	<p>(1)図書館づくり(市立図書館)</p> <p>(2)図書館づくり(あさけプラザ)</p> <p>(3)図書館づくり(楠公民館図書室)</p> <p>(4)図書館改修事業</p> <p>(5)新図書館を核とした中心市街地拠点施設整備事業</p> <p>(6)周辺市町の図書館も含めた広域ネットワーク構築</p>	<p>(1)展示コーナーで年間6回程度の特集、ミニ展示コーナーで時節や文化会館・博物館の催し物に合わせた本の紹介を実施(H29:11回)</p> <p>音訳、点訳、よみきかせのボランティアの方に対する研修や育成に努めた。</p> <p>(2)自主事業の開催内容に合わせた資料のコーナーを設置。貸出冊数の実績H23:137,345冊 H29:190,314冊</p> <p>(3)資料・情報の提供機能を充実させた。H29蔵書冊数:58,534冊(6,224冊増)</p> <p>(4)閲覧・展示スペースの拡充、バリアフリー化、インターネットや郷土作家のコーナーを開設。</p> <p>(5)「庁舎東側広場」を立地場所として、新図書館を核とする複合型拠点施設を整備するための基本計画を策定した。</p> <p>(6)市外の方の本市図書館利用は少ないが、市内の方の市外図書館利用は多い。</p>	<p>(1)利用者増に向けた、市民交流の拠点としての図書館機能の充実が必要。</p> <p>(2)新規利用登録者数にあまり増加がみられない。</p> <p>(3)本で学んだことを実践できる場(調理施設)の利用は担い手がいないため進んでおらず、検討が必要。</p> <p>(4)老朽化に伴う施設改修、図書ICタグ導入・電子化などの検討が必要。</p> <p>(5)立地場所について完全に合意形成が図られてはいない。</p> <p>(6)本市図書館に慢性的な混雑や手狭感があり、受け入れ態勢が十分ではない。</p>	1	5				6				558